



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第73号)…………… 3250
- ◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第74号)…………… 3251

規 則

- ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第79号)…………… 3252
- ◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第80号)…………… 3254
- ◇川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則(第81号)…………… 3254
- ◇川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則(第82号)…………… 3254
- ◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第83号)…………… 3259
- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第84号)…………… 3259

告 示

- ◇道路区域の変更(第614号)…………… 3259
- ◇道路の供用開始(第615号)…………… 3259
- ◇道路区域の変更(第616号)…………… 3260
- ◇道路の供用開始(第617号)…………… 3260
- ◇平成30年第4回川崎市議会定例会の招集(第618号)…………… 3260
- ◇自転車等の撤去と保管(第619号)…………… 3260
- ◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第620号)…………… 3261
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第621号)…………… 3261
- ◇生活保護法等による指定施術機関の廃止(第622号)…………… 3261

- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第623号)…………… 3261
- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第624号)…………… 3261
- ◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第625号)…………… 3261
- ◇生活保護法等による指定施術機関の変更(第626号)…………… 3261
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第627号)…………… 3261
- ◇川崎市名誉市民の選定(第628号)…………… 3262
- ◇道路区域の変更(第629号)…………… 3262
- ◇道路の供用開始(第630号)…………… 3262
- ◇自転車等の撤去と保管(第631号)…………… 3263
- ◇道路区域の変更(第632号)…………… 3263
- ◇道路の供用開始(第633号)…………… 3263
- ◇議決された予算の公表(第634号)…………… 3263
- ◇川崎都市計画生産緑地地区の変更及び図書の縦覧(第635号)…………… 3264
- ◇川崎都市計画特別緑地保全地区の変更及び図書の縦覧(第636号)…………… 3265
- ◇川崎都市計画特別緑地保全地区の決定及び図書の縦覧(第637号)…………… 3265
- ◇川崎都市計画高度地区の変更及び図書の縦覧(第638号)…………… 3265
- ◇川崎都市計画用途地域の変更及び図書の縦覧(第639号)…………… 3265
- ◇特定非営利活動法人の認定有効期間の更新(第640号)…………… 3266
- ◇港湾施設の名称、位置、規模等(第641号)…………… 3266
- ◇川崎市人事行政の運営等の状況の公表(第642号)…………… 3266
- ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第643号)…………… 3266
- ◇徴税吏員証の無効(第644号)…………… 3267

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第610号)…………… 3267
- ◇公募型プロポーザルの実施(第611号)…………… 3267
- ◇一般競争入札の執行(第612号)…………… 3268

◇一般競争入札の執行(第613号)……………	3275	◇一般競争入札の執行(第455号)……………	3330
◇道路位置の指定(第614号)……………	3276	◇落札者等の公示(第456号)……………	3332
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出(第615号)……………	3276	◇公募型プロポーザルの実施(第457号)……………	3332
◇一般競争入札の執行(第616号)……………	3276	税公告	
◇一般競争入札の執行(第617号)……………	3278	◇差押調書(謄本)の公示送達(第242 号)……………	3336
◇一般競争入札の執行(第618号)……………	3279	◇差押調書(謄本)の公示送達(第243 号)……………	3336
◇一般競争入札の執行(第619号)……………	3281	◇差押調書(謄本)の公示送達(第244 号)……………	3336
◇一般競争入札の執行(第620号)……………	3282	◇公告の訂正(第245号)……………	3337
◇一般競争入札の執行(第621号)……………	3284	◇納税通知書(課税額変更(取消)通 知書)の公示送達(第246号)……………	3337
◇一般競争入札の執行(第622号)……………	3285	◇差押調書(謄本)の公示送達(第247 号)……………	3337
◇川崎都市計画事業登戸土地区画整理 審議会委員の選挙における候補者 (第623号)……………	3292	◇差押調書(謄本)の公示送達(第248 号)……………	3337
◇川崎都市計画事業登戸土地区画整理 審議会委員の選挙における投票を行 わないことの公告(第624号)……………	3292	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第 249号)……………	3337
◇環境影響評価に関する条例による事 後調査報告書の公告(第625号)……………	3292	◇差押調書(謄本)の公示送達(第250 号)……………	3338
◇開発行為に関する工事の完了(第626 号)……………	3293	上下水道局規程	
◇開発行為に関する工事の完了(第627 号)……………	3293	◇法令の規定により管理上設置する職 の任免等に関する規程の一部を改正 する規程(第24号)……………	3338
◇道路位置の廃止(第628号)……………	3293	◇川崎市上下水道局企業職員の期末手 当及び勤勉手当の支給に関する規程 の一部を改正する規程(第25号)……………	3339
◇一般競争入札の執行(第629号)……………	3294	◇川崎市上下水道局企業職員の給料等 の額及び支給方法等に関する規程の 一部を改正する規程(第26号)……………	3339
◇一般競争入札の執行(第630号)……………	3295	上下水道局告示	
◇道路位置の指定(第631号)……………	3297	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定(第58号)……………	3339
◇道路位置の指定(第632号)……………	3297	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更(第59号)……………	3339
◇一般競争入札の執行(第633号)……………	3297	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の廃止(第60号)……………	3340
公告(調達)		◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第61号)……………	3340
◇一般競争入札の公告(第437号)……………	3298	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行(第438号)……………	3299	◇一般競争入札の執行(第94号)……………	3340
◇一般競争入札の執行(第439号)……………	3301	◇一般競争入札の執行(第95号)……………	3342
◇一般競争入札の執行(第440号)……………	3302	◇一般競争入札の執行(第96号)……………	3345
◇一般競争入札の執行(第441号)……………	3304	◇一般競争入札の執行(第97号)……………	3347
◇一般競争入札の執行(第442号)……………	3307	上下水道局公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第443号)……………	3309	◇一般競争入札の公告(第20号)……………	3348
◇一般競争入札の執行(第444号)……………	3311	◇一般競争入札の公告(第21号)……………	3353
◇一般競争入札の執行(第445号)……………	3313		
◇一般競争入札の執行(第446号)……………	3315		
◇一般競争入札の執行(第447号)……………	3317		
◇一般競争入札の執行(第448号)……………	3319		
◇一般競争入札の公告(第449号)……………	3321		
◇落札者等の公示(第450号)……………	3323		
◇一般競争入札の公告(第451号)……………	3323		
◇一般競争入札の執行(第452号)……………	3325		
◇一般競争入札の執行(第453号)……………	3326		
◇一般競争入札の執行(第454号)……………	3328		

交通局規程		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(中原区第64号)…………… 3384	
◇川崎市交通局企業職員の期末手当及 び勤勉手当の支給に関する規程の一 部を改正する規程(第11号)……………	3356	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第65号)…………… 3384	
交通局公告		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(中原区第66号)…………… 3384	
◇一般競争入札の執行(第68号)……………	3356	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第70号)…………… 3384	
◇一般競争入札の執行(第69号)……………	3357	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(高津区第71号)…………… 3385	
病院局規程		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(高津区第72号)…………… 3385	
◇川崎市病院局企業職員給与支給規程 等の一部を改正する規程(第8号)……………	3359	◇住民票の職権消除(宮前区第68号)…………… 3385	
病院局公告		◇印鑑登録の抹消(宮前区第69号)…………… 3385	
◇一般競争入札の執行(第50号)……………	3359	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(宮前区第70号)…………… 3386	
病院局公告(調達)		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第71号)…………… 3386	
◇落札者等の公示(第16号)……………	3362	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(宮前区第72号)…………… 3386	
教育委員会告示		◇住民票の職権消除(宮前区第73号)…………… 3386	
◇教育委員会定例会の招集(第30号)……………	3362	◇公告の訂正(宮前区第74号)…………… 3387	
監査公表		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第83号)…………… 3387	
◇監査の結果について(第11号)……………	3362	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(多摩区第84号)…………… 3387	
◇監査の結果について(第12号)……………	3363	◇住民票の職権消除(多摩区第85号)…………… 3387	
人事委員会規則		◇印鑑登録の抹消(多摩区第86号)…………… 3387	
◇川崎市職員の給料等の支給に関する 規則の一部を改正する規則(第10号)……………	3374	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(麻生区第67号)…………… 3388	
人事委員会公告		◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(麻生区第68号)…………… 3388	
◇平成30年度川崎市職員(大学卒程度 土木)採用試験(第2回)の実施 (第7号)……………	3374	◇国民健康保険料に係る配当計算書 (謄本)の公示送達(麻生区第69号)…………… 3388	
職員共済組合公告		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (麻生区第70号)…………… 3388	
◇川崎市職員共済組合組合議員選挙 の当選人(第12号)……………	3382	◇国民健康保険料に係る配当計算書 (謄本)の公示送達(麻生区第71号)…………… 3389	
区告示		区選挙管理委員会告示	
◇自動車臨時運行許可番号標の無効 (幸区第5号)……………	3382	◇選挙人名簿の登録を行う日(高津区 第5号)…………… 3389	
区公告		◇選挙人名簿の登録を行う日(麻生区 第7号)…………… 3389	
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第108号)……………	3382		
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第109号)……………	3382		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第110号)……………	3383		
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(川崎区第111号)……………	3383		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第112号)……………	3383		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第113号)……………	3383		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(幸区第43号)……………	3383		

条 例

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年11月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第73号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「6,000円」を「6,100円」に改め、同項ただし書中「2,100円」を「2,200円」に、「3,000円」を「3,050円」に改める。

第15条第2項中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第2条 川崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5(再任用職員にあっては、100分の65)、12月に支給する場合には100分の137.5(再任用職員にあっては、100分の80)」を「100分の130(再任用職員にあっては、100分の72.5)」に改める。

第15条第2項中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第4条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5(再任用職員にあっては、100分の65)、12月に支給する場合には100分の137.5(再任用職員にあっては、100分の80)」を「100分の130(再任用職員にあっては、100分の72.5)」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

第6条第3項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第6条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「、6月に支給する場合には100分の122.5(再任用職員にあっては、100分の65)、12月に支給する場合には100分の137.5(再任用職員にあっては、100分の80)」を「100分の130(再任用職員にあっては、100分の72.5)」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第7条 川崎市特別職員給与条例(昭和23年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第8条 川崎市特別職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条

例の一部改正)

第9条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(平成3年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第10条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年川崎市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第12条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第13条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成16年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第14条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

(川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第15条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第16条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条及び第16条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(川崎市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第15条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第6条第3項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付研究員条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて、平成30年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第74号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例(平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

規 則

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第79号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第45号様式(1)中

「

区 分		既 確 定 額 等	更 正 決 定 額 等	
法 人 税 割 額	課税標準となる法人税額 ①			
	分割基準 ②			
	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の課税標準となる法人税額 ③			
	税率 ④			
	法人税割額 ⑤			
	市民税の特定寄附金税額控除額 ⑥			
	外国の法人税等の控除額 ⑦			
	仮装経理に基づく控除額 ⑧			
	租税条約の実施に係る控除額 ⑨			
	差引法人税割額 ⑩			
	差引税額 ⑪			
	均 等 割 額	均等割額 ⑫		
		差引税額 ⑬		
納付すべき税額又は減少した税額		⑭		

」

を
「

区 分		既 確 定 額 等	更 正 決 定 額 等
法 人 税 割 額	課税標準となる法人税額 ①		
	分割基準 ②		
	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の課税標準となる法人税額 ③		
	税率 ④		
	法人税割額 ⑤		
	市民税の特定寄附金税額控除額 ⑥		
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑦		
	外国の法人税等の控除額 ⑧		
	仮装経理に基づく控除額 ⑨		
	租税条約の実施に係る控除額 ⑩		
	差引法人税割額 ⑪		
	差引税額 ⑫		
	均 等 割 額	均等割額 ⑬	
差引税額 ⑭			
納付すべき税額又は減少した税額		⑮	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第80号

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則(平成21年川崎市規則第90号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「第19条第1項」を「第18条第1項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第81号

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部
を改正する規則

川崎市民生委員の定数を定める規則(平成27年川崎市規則第33号)の一部を次のように改正する。

本則中「1,772人」を「1,783人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第82号

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

川崎市生活保護法施行細則(昭和47年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第34号様式の3を次のように改める。

第34号様式の3

給付要否意見書 ()

交付番号 第 号

※福祉事務所記載欄	※		※受理年月日		年	月	日
	※(日以降の)(氏名)		(歳)の				
施術の給付の要否について意見を求めます。 <p style="text-align: right;">川崎市 福祉事務所長 印</p>							
要 否 意 見 (施 術 者 記 載 欄)	傷病名(部位)	初療年月日	転帰(継続の場合)	変形徒手 (あん摩のみ)	傷病の程度及び給付を必要とする理由		
	1	年 月 日	治癒・中止・継続	必要・不要			
	2	年 月 日	治癒・中止・継続	必要・不要			
	3	年 月 日	治癒・中止・継続	必要・不要			
	4	年 月 日	治癒・中止・継続	必要・不要			
	5	年 月 日	治癒・中止・継続	必要・不要			
6	年 月 日	治癒・中止・継続	必要・不要				
療養(治癒)見込期間		概算見積額(初療時又は7箇月目以降)					
箇月又は 日間		1月目	円	2月目	円	3月目	円
		4月目	円	5月目	円	6月目	円
往療が必要な場合その理由							
(患者氏名)		について、上記のとおり給付を(1要する 2要しない)と認めます。 (宛先) 年 月 日 川崎市 福祉事務所長 指定施術機関(施術者)の所在地及び名称 <p style="text-align: right;">印</p>					
医 師 同 意	同意年月日	年 月 日					
	指定医療機関名						
	所在地						
	医師氏名						
	注意事項等	(施術に当たって注意すべき事項等があれば記載してください)(任意)					
※嘱託医意見							

-

※地区担当

※発行取扱者

- 注 1 施術を行う場合は、事前に医師の同意を得てください。
 2 「転帰(継続の場合)」欄は、6箇月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲んでください。
 3 「療養(治癒)見込期間」及び「概算見積額」欄は、初療時(6箇月を超えて療養を必要とする場合は7箇月以降)の療養(治癒)見込期間及び概算見積額を記載してください。
 4 ※印欄は、福祉事務所で記入します。

第45号様式から第47号様式までを次のように改める。

第45号様式

施術券及び施術報酬請求明細書 (柔道整復)

川崎市 福祉事務所長 印

	年 月分	地区担当	取扱担当者																													
生活保護法施術券	地区ケース番号	交付番号	この券の有効期間																													
			日から	日まで																												
	患者氏名			性別/生年月日	居住地																											
	(氏名)																															
指定施術者名			傷病名(部位)																													
施術報酬請求明細書	負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数	転帰																									
	1		治癒・中止・転医																									
	2		治癒・中止・転医																									
	3		治癒・中止・転医																									
	4		治癒・中止・転医																									
	5		治癒・中止・転医																									
	負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による																															
	経過											請求区分	新規・継続																			
	施術日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	初検料	円		初検時相談 支援料		円		往療料		km		回		円		金属副子等 加算		回		円		施術情報 提供料		円		計		円				
加算(休日・深夜・時間外)	円		再検料		円		加算(夜間・難路・ 暴風雨雪)		円		柔道整復 運動後療料		回		円		計		円		計		円		円							
整復料・固定料・施療料	(1) 円		(2) 円		(3) 円		(4) 円		(5) 円		計		円		計		円															
部位	減 %	減 月	減 日	後療料 円	回	円	冷罨法料 回	円	温罨法料 回	円	電療料 回	円	計	円	多 部位	円	長期	計	円													
1	100	—													—	—			円													
2	100	—													—	—			円													
3	60	—													0.6				円													
4	100														—	—			円													
4	60														0.6				円													
4	100														—	—			円													
摘要(経過等)												合計	円																			
												※社保負担 (健・共)	有	無(割)	円																	
												※本人支払額		円																		
金属副子等 加算日		1回目	日	2回目	日	3回目	日	差引請求(支払)金額		円																						
柔道整復運動 後療料加算日		日	日	日	日	日	※決定金額		円																							
施術証明欄	上記のとおり施術したことを証明します。												所在地																			
	年 月 日												施術所																			
													名称																			
												電話																				
												指定施術者 氏名																				
												印																				

※印欄は、福祉事務所で記入します。

第46号様式

施術券 (あん摩・マッサージ)

	年 月分	地区担当	取扱担当者
生活保護法 施術券	交付番号	この券の有効期間	日から 日まで
	患者氏名 (歳)	居住地	
	指定施術者名	傷病名 (部位)	
	上記患者について、あん摩・マッサージの施術費給付を要することを認めます。		
川崎市 福祉事務所長 印			

施 術 報 酬 請 求 明 細 書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	転 帰	治癒・中止
	①マッサージ	軀 幹	円×	回=	円	摘 要
		右上肢	円×	回=	円	
		左上肢	円×	回=	円	
		右下肢	円×	回=	円	
		左下肢	円×	回=	円	
	②変形徒手矯正術		円×	回=	円	
	③温あん法		円×	回=	円	
	④温あん法・電気光線器具		円×	回=	円	
	⑤往療料 4kmまで 4km超		円× 円×	回= 回=	円 円	
⑥施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)		円×	回=	円		
施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
⑦合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥)					請求 円	※決定 円
※⑧社保負担 (健・共)			有 無 (割)	円	円	
※⑨本人支払額			円	円	円	
⑩差引請求 (支払) 金額 (⑦-⑧-⑨)					円	円
請求書	(患者氏名) _____ に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 (宛先) 川崎市 福祉事務所長 住所 指定施術者 氏名 印					

※印欄は、福祉事務所で記入します。

第47号様式

施術券及び施術報酬請求明細書 (はり・きゅう)

年 月 分

地区担当

取扱担当者

川崎市 福祉事務所長 印

生活保護法	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日
	患者氏名 (歳)	居住地	
施術券	傷病名		はり・きゅう師氏名

施術報酬請求明細書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転帰	治療・中止										
	①初 検 料	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用					円	摘 要										
② 施 術 料	はり				円×	回=	円											
	きゅう				円×	回=	円											
	はり、きゅう併用				円×	回=	円											
	電療料 1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具				円×	回=	円											
③往療料	4 k m まで				円×	回=	円											
	4 k m 超				円×	回=	円											
④施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)					円×	回=	円											
施術日 通院○ 往療◎	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
⑤合計金額 (①+②+③+④)					請求			※決定										
					円			円										
※⑥社保負担 (健・共) 有 無 (割)					円			円										
※⑦本人支払額 円					円			円										
⑧差引請求 (支払) 金額 (⑤-⑥-⑦)					円			円										

請求書	(患者氏名) _____に係る上記明細書による施術料を請求します。 _____年 月 日
	住所 (宛先) (はり・きゅう師名) 川崎市 福祉事務所長 氏名 印
委任状	上記の金額の受領を _____ 師会 (理事) 長 (氏名) _____ に委任します。 _____年 月 日 (はり・きゅう師名) 氏 名 印

※印欄は、福祉事務所で記入します。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第83号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則(昭和62年川崎市規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表川崎駅東口周辺自転車等駐車場の項中

「

第2施設	川崎市川崎区日進町28番
------	--------------

」

を
「

第2施設	川崎市川崎区日進町28番3
------	---------------

」

に、
「

第10施設	川崎市川崎区東田町14番1ほか
-------	-----------------

」

を
「

第10施設	川崎市川崎区東田町14番1ほか
第11施設	川崎市川崎区日進町28番1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第84号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正

する。

第8条の3第1項第1号中「100分の103.5」を「100分の108.5」に、「100分の180」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の96」を「100分の101」に、「100分の103.5」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の88.5」を「100分の93.5」に改める。

第8条の4第1項各号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第614号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年11月16日から平成30年12月3日まで一般の縦覧に供します。

平成30年11月16日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	溝 口 第33号線	川崎市高津区二子1丁目 1135番1先	3.64 ～	19.10	
		川崎市高津区二子1丁目 1135番1先	4.00		
新	溝 口 第33号線	川崎市高津区二子1丁目 1135番11先 川崎市高津区二子1丁目 1135番7先	4.00 ～ 4.29	19.10	

川崎市告示第615号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年11月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年11月16日から平成30年12月3日まで一般の縦覧に供します。

平成30年11月16日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
溝口 第33号線	川崎市高津区二子1丁目1135番11先	
	川崎市高津区二子1丁目1135番7先	

川崎市告示第616号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年11月16日から平成30年12月3日まで一般の縦覧に供します。

平成30年11月16日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	長尾 第143号線	川崎市多摩区长尾2丁目1292番1先 川崎市多摩区长尾2丁目1292番1先	1.82	27.50	
新	長尾 第143号線	川崎市多摩区长尾2丁目1292番24先 川崎市多摩区长尾2丁目1292番15先	1.95 ～ 4.00	27.50	
旧	長尾 第146号線	川崎市多摩区长尾2丁目1292番1先 川崎市多摩区长尾2丁目1292番1先	3.03	31.02	
新	長尾 第146号線	川崎市多摩区长尾2丁目1292番16先 川崎市多摩区长尾2丁目1292番24先	4.00	31.02	隅切りを含む

川崎市告示第617号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年11月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年11月16日から平成30年12月3日まで一般の縦覧に供します。

平成30年11月16日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
長尾 第143号線	川崎市多摩区长尾2丁目1292番24先	
	川崎市多摩区长尾2丁目1292番15先	
長尾 第146号線	川崎市多摩区长尾2丁目1292番16先	隅切りを含む
	川崎市多摩区长尾2丁目1292番24先	

川崎市告示第618号

平成30年第4回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

平成30年11月19日

川崎市長 福田紀彦

- 1 日 時 平成30年11月26日（月曜日） 午前10時
- 2 場 所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第619号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年11月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を

経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第620号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第621号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第622号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第623号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされ

ている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

平成30年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第624号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第625号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成30年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第626号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第627号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によ

るとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成30年11月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第628号

川崎市名誉市民に藤嶋昭氏を選定したので、川崎市名誉市民条例(昭和46年川崎市条例第34号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月23日

川崎市長 福田紀彦

- 1 住所、氏名及び生年月日
藤嶋 昭
(住所及び生年月日省略)

- 2 略歴
横浜国立大学工学部電気化学科卒業
東京大学大学院工学系研究科博士課程修了
神奈川大学工学部講師
東京大学工学部講師
東京大学工学部教授
東京大学大学院工学系研究科教授
財団法人神奈川科学技術アカデミー理事長
東京大学名誉教授
東京大学特別栄誉教授
日本化学会会長
東京理科大学学長
東京理科大学栄誉教授

3 顕彰すべき事績の概要

文化勲章受章者の藤嶋昭氏は、川崎市在住の科学者で、光触媒の研究成果による科学技術の発展への貢献や、大学での研究成果を実用化につなげる産学連携にも積極的に取り組み、産業を見据えた氏の研究により市民生活を便利にする様々な製品が生み出されるなど、文化の発展に卓絶な功績があった。

また、同氏は、かわさき科学技術サロン世話人会座長や川崎市教育委員会委員、川崎市科学教育アドバイザー、かわさき市民アカデミー理事長等による長年の様々な活動を通じ、本市における科学技術の普及啓発や教育行政の推進に多大な貢献をされた。その人柄から市民にも愛されており、氏の存在は大いに本市の誇りともなっている。



川崎市告示第629号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年11月26日から平成30年12月10日まで一般の縦覧に供します。

平成30年11月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第301号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2974番1先 川崎市宮前区東有馬2丁目2974番1先	3.64	21.28	
新	野川第301号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2974番17先 川崎市宮前区東有馬2丁目2974番16先	4.00	21.28	

川崎市告示第630号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年11月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年11月26日から平成30年12月10日まで一般の縦覧に供します。

平成30年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川 第301号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2974番17先	
	川崎市宮前区東有馬2丁目2974番16先	

川崎市告示第631号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第632号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定

に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年11月28日から平成30年12月12日まで一般の縦覧に供します。

平成30年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	有馬 第20号線	川崎市宮前区有馬1丁目1871番5先	3.64	25.67	
		川崎市宮前区有馬1丁目1871番5先			
新	有馬 第20号線	川崎市宮前区有馬1丁目1871番14先	4.00	25.67	
		川崎市宮前区有馬1丁目1871番12先			

川崎市告示第633号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年11月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年11月28日から平成30年12月12日まで一般の縦覧に供します。

平成30年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
有馬 第20号線	川崎市宮前区有馬1丁目1871番14先	
	川崎市宮前区有馬1丁目1871番12先	

川崎市告示第634号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成30年11月26日招集の平成30年第4回川崎市議会定例会において、平成30年11月28日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成30年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

平成30年度川崎市一般会計補正予算

平成30年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

80,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ733,648,929千円とする。

歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月26日提出

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 125,823,091	千円 21,697	千円 125,844,788
	2 国庫補助金	21,055,154	21,697	21,076,851
18 県支出金		26,632,490	9,841	26,642,331
	2 県補助金	5,210,448	9,841	5,220,289
21 繰入金		63,816,656	48,462	63,865,118
	1 基金繰入金	60,305,490	48,462	60,353,952
歳入合計		735,568,929	80,000	733,648,929

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 健康福祉費		千円 145,806,188	千円 80,000	千円 145,886,188
	7 公衆衛生費	9,517,719	80,000	9,597,719
歳出合計		733,568,929	80,000	733,648,929

川崎市告示第635号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年11月29日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画生産緑地地区の変更

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

川崎市 宮前区 土橋4丁目地内

多摩区 生田7丁目地内

(3) 変更する部分

川崎市 幸区 南加瀬2丁目地内

中原区 下小田中3丁目、下小田中5丁目、下小田中6丁目、井田2丁目及び井田杉山町地内

高津区 久末、久地4丁目、蟹ヶ谷、宇

奈根、上作延及び末長1丁目地内

宮前区 野川、有馬3丁目、東有馬2丁目、東有馬5丁目、土橋7丁目、鷺沼1丁目、菅生1丁目、菅生5丁目、平4丁目、犬蔵1丁目及び水沢2丁目地内

多摩区 堰1丁目、堰2丁目、堰3丁目、長尾1丁目、長尾2丁目、中野島2丁目、中野島3丁目、登戸、菅稲田堤2丁目、菅稲田堤3丁目、菅北浦2丁目、菅馬場1丁目、菅馬場2丁目、生田1丁目、生田3丁目、生田8丁目、東生田4丁目及び南生田1丁目地内

麻生区 東百合丘4丁目、高石3丁目、高石6丁目、千代ヶ丘8丁目、上麻生5丁目、下麻生1丁目、王禅寺東5丁目、王禅寺西8丁目、五力田2丁目、五力田3丁目、片平4丁目、片平5丁目、白鳥1丁目、黒川及び岡上地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第636号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画特別緑地保全地区（黒川腰巻特別緑地保全地区）の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 麻生区 黒川地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第637号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画特別緑地保全地区（電車山特別緑地保全地区）の決定
川崎都市計画特別緑地保全地区（上麻生仲村特別緑地保全地区）の決定
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 電車山特別緑地保全地区
 - ア 追加する部分
川崎市 麻生区 栗木台2丁目地内
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分
なし
 - (2) 上麻生仲村特別緑地保全地区
 - ア 追加する部分
川崎市 麻生区 上麻生7丁目地内
 - イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画高度地区の変更（港町地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市川崎区港町地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第639号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画用途地域の変更（港町地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市川崎区港町地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第640号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第5項において準用する同法第44条第1項の規定により特定非営利活動法人アクト川崎の認定有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月29日

川崎市長 福田紀彦

- 1 名称
特定非営利活動法人 アクト川崎
- 2 代表者の氏名
竹井 斎
- 3 主たる事務所の所在地
川崎市中原区井田杉山町24番8号
- 4 当該認定の有効期間
平成30年12月3日～平成35年12月2日

川崎市告示第641号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、平成30年12月1日から適用する。

平成30年11月30日

川崎市長 福田紀彦

別表13荷さばき地の表中

名称	利用区分	位置	面積
川崎 コンテナ	1級 荷さばき 地	一般利用	川崎区東 扇島92番 地 平方メートル 36,527
		専用利用	〃 40,190
	2級 荷さばき 地	専用利用	〃 26,200

を

名称	利用区分	位置	面積
川崎 コンテナ	1級 荷さばき 地	一般利用	川崎区東 扇島92番 地 平方メートル 23,921
		専用利用	〃 38,728
	2級 荷さばき 地	専用利用	〃 26,200

に改める。

別表18事務所附帯施設の表中

名称	位置	構造	面積
川崎コンテナ 荷役機械置場	川崎区東扇島 92番地	グラベルベッド 舗装、アスコン 舗装、コンクリ ート版	3,164

を

名称	位置	構造	面積
川崎コンテナ 荷役機械置場	川崎区東扇島 92番地	グラベルベッド 舗装、アスコン 舗装、コンクリ ート版	1,101

に改める。

川崎市告示第642号

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年川崎市条例第4号）第6条の規定に基づき、次のとおり人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表しましたので、同条例第7条の規定に基づき告示します。

平成30年11月30日

川崎市長 福田紀彦

(別添略)

川崎市告示第643号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成30年11月30日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

- ア 市長 2件
- イ 病院事業管理者 1件
- ウ 教育委員会 6件

(2) 外部提供

- ア 市長 12件
- イ 上下水道事業管理者 2件
- ウ 病院事業管理者 4件
- エ 消防長 3件
- オ 教育委員会 4件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第644号

証票無効について

本市が発行した次の証票は、紛失した旨の届出がありましたので、紛失の日以後、無効とします。

平成30年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

証 票 名	証票番号	紛失年月日	職 名	氏 名
徴税吏員証	第429086号	平成30年 11月20日	事務職員	佐藤 龍治

公 告

川崎市公告第610号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月16日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	小杉小学校 学校図書館用図書購入
	履行場所	川崎市立小杉小学校 (川崎市中原区小杉町2丁目295番地1) 2階図書室
	履行期限	平成31年3月29日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「書籍・楽器類」種目「書籍」に登載されていること。 (4) 平成20年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	平成30年12月21日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第611号

住宅宿泊事業調査業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成30年11月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 住宅宿泊事業調査業務委託
- (2) 業務事項
 - ア 届出住宅の周辺状況調査
 - イ 住宅宿泊事業者に対するアンケートの実施と集計
 - ウ 宿泊者に対するアンケートの実施と集計
 - エ 仲介業者に掲載されている各住宅宿泊事業者(届出住宅)の評価と理由の分析

オ 川崎市内における外国人特有の観光資源の掘り起こしと市内へ誘導するための案内マニュアルの作成データ分析業務

- (3) 委託期間 契約日～平成31年3月22日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 各種データの調査・分析を行い提案としてまとめた実績及び一般向け案内マニュアル作成実績がある者。
- (2) 法人格を有する者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。

- (5) 川崎市業務委託有資格者名簿において当該契約に対応するとして定めた、業種は「20調査・測定」、種目は「99 その他の調査・測定」に登録されている者。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (8) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しない者
- 3 提案者を特定するための評価基準
 - (1) 事業目的の理解度
 - (2) 企画提案の内容
 - (3) 専門的知識・能力
 - (4) 実施体制
 - (5) 概算見積額
- 4 担当部局
川崎市経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
電話(直通) 044-200-3714
F A X 044-200-3920
メールアドレス 28kankou@city.kawasaki.jp
- 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
 - (1) 配付期間 平成30年11月16日(金)～11月22日(木)(土曜日及び日曜日を除く)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期間 平成30年11月16日(金)～11月22日(木)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)

- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期間 平成30年12月5日(水)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(1部)、見積書の写し(7部)、業務実施体制・主な業務実績(7部)、会社概要(7部)
 - (4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)
(郵送による提出については、受付期間開始前に到着した場合でも受付を行う)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
4の担当部局と同じ
- 11 その他必要と認める事項
 - (1) 業務規模概算額 3,210,000円(消費税及び地方消費税を含む)
 - (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします
 - (3) その他
ア 審査結果の発表は平成30年12月11日(火)を予定しています。
イ 詳細につきましては、住宅宿泊事業調査業務企画提案実施要領、仕様書を御参照ください。

川崎市公告第612号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 小台西公園整備工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区小台1丁目13番地
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月29日まで
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月4日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html (1) 本案件は川崎市請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (2) 入札参加者は本案件又は「市道鷺沼線街路樹更新工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (3) 落札候補者決定は、本案件、「市道鷺沼線街路樹更新工事」の順に行います。 (4) 本案件の落札候補者となった者は、「市道鷺沼線街路樹更新工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 市道鷺沼線街路樹更新工事
	履行場所 川崎市宮前区鷺沼1丁目2番地先
	履行期限 契約の日から平成31年3月29日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月4日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html (1) 本案件は川崎市請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。

そ の 他	(2) 入札参加者は本案件又は「小台西公園整備工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとし、ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。
	(3) 落札候補者決定は、「小台西公園整備工事」、本案件の順に行います。
	(4) 「小台西公園整備工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 市道久末126号線交差点改良工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久末1277番地先
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月4日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 市道多摩第3号線舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区中野島5丁目5番地先他1箇所
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月4日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	市道栗木線舗装改良工事
	履行場所	川崎市麻生区栗平2丁目10番地先
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年12月4日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	幸区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市幸区矢上1番地先
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p>	

参加資格	<p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>カ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ウ 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条の定める法人)が発注した道路工事で、遮水型排水性舗装工事の完工実績(元請に限る)を平成15年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資比率が20%以上であること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>イ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ウ 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>エ 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月5日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件7)

競争入札に付する事項	件名 市道塩浜7号線道路補修(打換)工事
	履行場所 川崎市川崎区塩浜1丁目16番地先
	履行期限 契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月5日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	市道千年新町26号線道路補修（L型側溝）工事
	履行場所	川崎市高津区千年新町14番地先他1箇所
	履行期限	契約の日から平成31年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年12月5日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	王禅寺ふるさと公園池・流れほか改修工事
	履行場所	川崎市麻生区王禅寺528-1
	履行期限	契約の日から平成31年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。	

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月5日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 虹ヶ丘公園少年野球場フェンス改修工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目21-1
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月5日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第613号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	生田小学校給食室等解体撤去その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田7丁目22番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。ただし、平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る建設業の許可でも可とします。 (10) 主任技術者(業種「解体」)を配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者(業種「とび・土工」)の資格を有する者でも可とします。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年12月12日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	白幡台小学校ほか2か所困障改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区南平台13番1号ほか2か所
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上あること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	平成30年12月12日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第614号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年11月21日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市中区常盤町1-5 関内BSビル3階 株式会社 フレール 代表取締役 伊藤 輝彦		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区上小田中六丁目902番17の一部 別図参照		
幅 員	4.50メートル	延 長	5.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第213号	指 定 年月日	平成30年 11月21日	

川崎市公告第615号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年11月21日

川崎市長 福田紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
サミットストア中野島店
川崎市多摩区中野島六丁目1048番地14
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の
氏名
みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 飯盛 徹夫
東京都中央区八重洲1-2-1
- 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

（変更前）川崎市多摩区中野島1084番地

（変更後）川崎市多摩区中野島六丁目1048番地14

- 変更の年月日
平成30年11月1日
- 変更する理由
平成16年6月17日付 附則第5条第1項届出時の誤記修正
- 届出の年月日
平成30年11月1日
- 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課
（川崎フロンティアビル10階）
- 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成30年11月21日から平成31年3月21日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く。
- 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。
- 意見書の提出期限及び提出先
平成31年3月21日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第616号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月22日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道宮崎106号線道路防護(設計)委託
	履 行 場 所	川崎市高津区梶ヶ谷4丁目15番地先
	履 行 期 限	平成31年3月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年12月20日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	久地歩道橋他1橋横断歩道橋補修詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市高津区久地4丁目24番地先他1箇所
	履 行 期 限	平成31年3月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート」で登録されている者。 (4) 以下の要件を満たす者を配置できること。 ア 管理技術者及び照査技術者として、建設部門技術士(鋼構造及びコンクリート)又はRCCM(鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者 イ 調査技術者として、点検分野における国土交通省登録技術者資格を有する者 なお、照査技術者は、管理技術者及び調査技術者と兼務できません。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年12月20日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	主要地方道横浜上麻生道路修繕(擁壁詳細設計)委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6丁目26番地先
	履 行 期 限	平成31年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「土質及び基礎部門」で登録されている者。 (4) 建設部門技術士（土質及び基礎）の資格を有する者を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成30年12月20日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第617号

入 札 公 告

平成30年11月26日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立学校固定電話通信サービス契約

(2) 業務内容

固定電話通信サービス（詳細は、入札説明書による。）

(3) 契約期間

平成31年1月4日から平成34年2月28日まで

(4) 履行場所

川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

別紙1「対象電話回線一覧」（以下「別紙1」という。）のとおりに

(5) 入札方法

この入札は、固定電話通信サービス見積書（以下「見積書」という。）における各合計欄（基本料金及び通話料金）の総価により行います。ただし、契約は単価によるものとします。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 固定電話通信サービスの提供について、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）第9条の規定による登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者であること。

(2) 平成30年11月26日から開札日までの間のいずれの日においても、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当する一般競争入札参加停止及び川崎市競争入札参加資格者指名停止等要

綱による指名停止が行われていないこと。

(3) 固定電話通信サービスの提供について、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。また、契約期間中は安定的かつ確実に固定電話通信サービスを提供することができる者であること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布、提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル3階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課
電話 044-200-3264

(2) 配布、提出期間

平成30年11月26日（月）～12月6日（木）
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前9時から正午、午後1時から午後5時

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、(2)の期間に(1)の場所で配布します。

4 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成30年11月26日（月）～12月12日（水）
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前9時から正午、午後1時から午後5時

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、直接、担当部署に提出してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年12月18日（火）までに、競争参加者全てに、電子メールにて送付します。

- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年12月10日(月)までに送付します。
- 6 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法等
ア 入札日時
平成30年12月25日(火)午前10時00分
イ 入札場所
川崎市川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 第1会議室
- (2) 入札保証金
川崎市契約規則第8条の規定に基づき、入札金額に入札保証金の率を乗じて得た額とします。
- (3) 開札の日時
上記7(1)アに同じ。
- (4) 開札の場所
上記7(1)イに同じ。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続等
次により契約を締結します。
- (1) 契約保証金
契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 前払金
不可とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (4) 当該契約の解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (5) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第618号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
平成30年度中原区総合防災冊子区内全戸配布業務委託
- (2) 履行場所
中原区内全域
- (3) 履行期間
契約日から平成31年3月29日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」に登録されていること。
- (4) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒211-8570
川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所4階
中原区役所危機管理担当 地域防災担当
電話 044-744-3141(直通)、
FAX 044-744-3346、
E-mail 65kikika@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成30年11月26日から平成30年11月30日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
- 4 入札説明会、現地調査及び入札説明書
 - (1) 入札説明会及び現地調査
実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
 - (1) 日時
平成30年12月3日 午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、12月3日までに電子メールで配信されます。
 - (2) 場所
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
 - (1) 問い合わせ先
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
 - (2) 質問受付期間
平成30年11月26日から平成30年12月6日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
 - (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
 - (4) 質問受付方法

- 持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)
- ア 電子メール 65kikika@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-744-3346
ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
平成30年12月10日午後5時までに、入札参加資格を有する者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
 - 7 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
 - 8 入札の手続等
 - (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時 平成30年12月12日 午前10時00分
イ 入札場所 川崎市中原区小杉町3-245
中原区役所4階403会議室
 - (3) 入札書の提出方法
持参とします。
 - (4) 入札保証金
免除とします。
 - (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
 - (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第619号

入 札 公 告

平成30年11月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
超純水製造装置12か月保守点検業務委託
- (2) 履行場所
川崎市環境総合研究所
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
- (3) 履行期間
契約締結日から平成31年3月20日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の委託契約の実績があること。

- 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0821
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
川崎市環境局環境総合研究所
地域環境・公害監視課 高垣(技術仕様関係)
事業推進課 仙石(契約事務関係)
電 話 044-276-9001
F A X 044-288-3156
E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成30年11月26日(月)から平成30年11月30日(金)まで

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の内容を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年12月11日(火)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成30年12月11日(火)午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成30年12月11日(火)から平成30年12月14日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年12月18日(火)までに、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。

ア 入札書の提出日時

平成30年12月27日(木)午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3?に同じ。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第620号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

環境局川崎生活環境事業所物品運搬等業務委託

(2) 履行場所

ア 運搬元

環境局川崎生活環境事業所(川崎市川崎区堤根52)

イ 運搬先

環境局南部生活環境事業所(川崎市川崎区塩浜4-11-9)

環境局中原生活環境事業所

(川崎市中原区中丸子155-1)

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日(日)まで

(4) 業務概要

仕様書による。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の事項を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期間において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、業種「倉庫・運送業務」、種目「運送業務」に登載されていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所環境局生活環境部収集計画課
小平担当
電話 044-200-2584
- (2) 配布・提出期間
土曜日及び日曜日を除き、平成30年11月26日(月)から11月30日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。
- 4 仕様書について
- (1) 仕様書の閲覧
この入札に関する仕様書は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (2) 仕様書の配布
上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、仕様書の印刷物の配布を希望する者には、3(1)の場所において、3(2)の期間中配布します。
- 5 確認通知書の交付
上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、かつ、提出書類を審査した結果、入札参加資格があると認められた者には、次の日時までに川崎市の平成29・30年度業務委託有資格業者へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛てに入札参加資格の確認通知書を送付します。また、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合、次により確認通知書を交付します。
- (1) 日時
平成30年12月3日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 場所
上記3(1)に同じ
- 6 現場説明会の実施
一般競争入札参加資格確認申請書で現地調査を希望し、かつ、入札参加資格があると認められた者に対して、次の日程で現場説明会を実施します。
なお、時間については、平成30年12月5日(水)までに、入札参加資格者ごとにお知らせします。
- (1) 日時
平成30年12月10日(月)から平成30年12月14日(金)
- (2) 場所
環境局川崎生活環境事業所
(川崎市川崎区堤根52)
- 7 質問等の受付

- (1) 上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者からの質問等を受け付けます。
- (2) 質問等に関しては、土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成30年11月26日(月)9時から平成30年12月19日(水)17時までの間、FAX、電子メール又は持参により受け付けます。
- (3) FAX又は電子メールにより質問等を送った場合は、電話により併せて御連絡ください。
- (4) 回答については、平成30年12月21日(金)19時までに電子メールにより送信します。電子メールアドレスの登録を行っていないものに対しては、FAXにより送付します。ただし、審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者からの質問には回答しません。
- 8 入札参加資格の喪失
入札参加資格があると認められた者が、入札期日までの間に次のいずれかに該当したときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める参加資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 9 入札手続等
- (1) 入札方法等
- ア 入札日時
平成30年12月27日(木) 午前10時
- イ 入札場所
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時及び場所
(1)に同じ
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 10 契約の手続等
- (1) 契約保証金
免除
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 前払金
否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、仕様書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

川崎市公告第621号

入 札 公 告

平成30年11月26日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
海底トンネル通信及びラジオ再放送設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区千鳥町9-9ほか
- (3) 履行期間
契約日から平成31年3月15日まで
- (4) 業務概要
海底トンネルの情報伝達装置である拡声放送、ラジオ再送信、通信設備を正常かつ良好に維持するために保守点検を行う。

委託設備

- ・拡声放送設備：拡声放送架、放送操作卓… 1式
ホーンスピーカ 車道部… 123台
人道部… 42台
 - ・ラジオ再放送設備：再放送架… 4面、
受信アンテナ… 7本
 - ・通信設備：共用装置架… 1式、無線端子箱… 3面
誘導線・漏洩同軸ケーブル… 1式
- 詳細については、「海底トンネル通信及びラジオ再放送設備保守点検業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委

託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。

(4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。

(5) トンネル内非常用設置設備の保守点検業務実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成30年11月26日(月)から平成30年11月30日(金)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ トンネル内に設置されている本件対象となる設備の保守点検業務実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有することを証する書類

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において平成30年11月26日(月)から平成30年11月30日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3 (1) に同じ

イ 交付日時

平成30年12月5日(水)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、平成30年12月5日(水)に入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年12月6日(木)午前9時から平成30年12月7日(金)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限りです。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

平成30年12月11日(火)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年12月13日(木) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第622号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月26日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区内主要地方道川崎府中（多摩警察署前他1箇所）交差点改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1644-1番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。（主観評価項目制度採用）</p> <p>(9) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(11) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(12) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年12月10日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	中丸子公園第2期整備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区中丸子719-1
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p>	

参加資格	<p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月10日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 東扇島1号線沿道環境整備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島28-1番地先
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」種目「造園」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月10日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎区内標識補修(大型)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年12月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	幸区内道路標識補修(大型標識)工事
	履 行 場 所	川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(8) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件6)

競争入札に付する事項	件名 高津区内標識補修(大型標識)工事
	履行場所 川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履行期限 契約の日から平成31年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月11日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	中原区内道路標識補修(大型標識)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年12月11日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	市道向ヶ丘49号線道路防護(擁壁)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区菅生6丁目1番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年12月11日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	市道有馬92号線歩道設置(改築)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区有馬6丁目12番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年12月11日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	武蔵新城駅前バスロータリー道路補修(切削・打換)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区新城5丁目1番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参加資格	(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年12月11日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第623号

平成30年12月9日に執行する川崎都市計画事業登戸土地地区画整理審議会の委員の選挙について、土地地区画整理法施行令(昭和30年3月31日政令第47号)第24条第2項の規定により届出のあった候補者は次のとおりですので、同条第5項の規定により公告します。

平成30年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏名	住所
佐保田信次	川崎市多摩区登戸1890番地
手塚梯次郎	川崎市多摩区登戸2428番地
野村 貢	川崎市多摩区登戸2382番地
片山 俊大	東京都大田区北千束3丁目24番地14号
小泉 鎮男	川崎市多摩区登戸11番地
黒崎 泰由	川崎市多摩区登戸2527番地
井出 正彦	川崎市多摩区登戸1866番地

2 宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者

氏名	住所
吉澤 浩	川崎市多摩区登戸1486番地

川崎市公告第624号

平成30年12月9日に執行する川崎都市計画事業登戸土地地区画整理審議会の委員の選挙について、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地地区画整理法施行令(昭和30年3月31日政令第47号)第26条の規定により、投票を行わないものとし、同条の規定により公告します。

平成30年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市公告第625号

(仮称)川崎中瀬マンション計画に係る事後調査報告書(供用時その2)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第39条に定める事項について次のとおり公告します。

平成30年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書について

1 指定開発行為者

名称:東レ建設株式会社

代表者:代表取締役社長 富山 元行

住所:大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)川崎中瀬マンション計画

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為)

住宅団地の新設(第2種行為)

大規模建築物の新設(第2種行為)

3 事後調査報告書(供用時その2)の要旨

第1章 指定開発行為の概要

1 指定開発行為者

2 指定開発行為の名称及び種類

- 3 指定開発行為を実施する区域
- 4 指定開発行為の目的及び内容
- 5 指定開発行為の実施状況
- 6 環境保全のための措置の実施状況

第2章 事後調査(供用時その2)

- 1 条例評価書に掲げる事後調査計画の概要
- 2 事後調査の内容
- 3 事後調査の結果と検証
- 4 評価及び以後講ずる措置

4 事後調査報告書(供用時その2)の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成30年11月27日(火)から平成30年12月26日(水)まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第626号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市中原区小杉二丁目228番1

ほか4筆の一部(第3工区)

8,659平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区銀座六丁目17番1号

三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役 藤村 清隆

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8

JX不動産株式会社

代表取締役 山本 一郎

3 予定建築物の用途

共同住宅・飲食店舗・学習塾・

集会場・保育所・診療所

計画戸数：2戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成26年7月9日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第63号

平成27年2月26日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第201号(変更)

平成27年5月22日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第18号(変更)
平成27年9月11日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第70号(変更)
平成29年4月14日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第5号(変更)
平成29年8月2日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第56号(変更)
平成29年12月4日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第116号(変更)

川崎市公告第627号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区野川字東耕地434番1

ほか6筆の一部

1,088平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市緑区中山町190番地

株式会社 ピーアイコーポレーション

代表取締役 折田 浩一

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年12月27日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第130号

川崎市公告第628号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区宿河原3-1-1 他喜不動産販売株式会社 代表取締役 奥山 武志
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区犬蔵2丁目3993-1、-3、4027-2の各一部、4028-2の全部、3993-1地先 別図省略

幅 員	4.00メートル	延 長	15.93メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第609号		指 定 年月日	平成30年 11月28日

川崎市公告第629号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

計量検査所ほか2か所空調設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

計量検査所(川崎区藤崎3丁目1-10)
浅野町工場会館(川崎区浅野町1-4)
産業振興会館(幸区堀川町66番地20)

(3) 履行期間

契約日から平成31年3月15日まで

(4) 業務概要

計量検査所、浅野町工場会館及び産業振興会館に設置されている空調機の交換を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。
- (3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、点検・工事実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

[住所等] 川崎市川崎区駅前本町11-2

フロンティアビル10階

[担当課] 経済労働局産業振興部工業振興課

電 話 044-200-2326(直通)

F A X 044-200-3920

E-mail 28kogyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月11日(火)から平成31年1月7日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成31年1月9日(水) 午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

平成31年1月9日(水)から1月16日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 28kogyo@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3920

(5) 回答方法

平成31年1月21日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年1月29日(火)午後2時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2
フロンティアビル6階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第630号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	小杉小学校開校に係る物品調達(事務用器具 備品)
	履行場所	仕様書のとおり
	履行期限	平成31年3月29日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	<p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登録されており、A又はBの等級に格付されていること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 平成20年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。</p> <p>(6) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。</p> <p>(7) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	平成31年1月17日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名 小杉小学校開校に係る物品調達(家具類 備品)
	履行場所 仕様書のとおり
	履行期限 平成31年3月29日
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「家具・装飾」種目「木工家具」に登録されていること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 平成20年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。</p> <p>(6) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。</p> <p>(7) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	平成31年1月17日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第631号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市中原区木月大町10番46号 西広 豊子		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区木月大町211番1の一部、 211番2の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	40.60メートル
	4.00メートル		5.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第214号		指 定 年月日	平成30年 11月30日

川崎市公告第632号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道古市場矢上線擁壁補修詳細設計委託
	履行場所	川崎市幸区北加瀬1丁目5番地先
	履行期限	平成31年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成31年1月10日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市宮前区小台一丁目20番地1 株式会社 プラザハウス 代表取締役 柳 英明		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区菅生六丁目1098番2、 1100番1の各一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	19.09メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第215号		指 定 年月日	平成30年 11月30日

川崎市公告第633号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第437号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市中央卸売市場北部市場の電気需給に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市宮前区水沢1-1-1
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 9,397,176キロワット時

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成30年12月28日までに行うこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともにアフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (5) 調達される電気の品質及び数量の変更について、本市の求めに応じて速やかに対応できること。
- (6) 事故発生時緊急対応が必要な場合に、対応可能な体制が整備されていること。
- (7) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書及び安定供給確約書の配布

- (1) 配布場所

川崎市中央卸売市場北部市場管理課
〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1
電話 044-975-2216

メールアドレス 28hokan@city.kawasaki.jp

- (2) 配布書類

競争参加申込書及び安定供給確約書

- (3) 配布期間

平成30年12月14日(金)から平成30年12月26日(水)まで、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

※ 平成30年12月14日(金)午前9時から平成30年12月21日(金)午後4時までに文書(郵送又はword等で作成したものをメールに添付でも可)により申し出た者は、メールで競争参加申込書を送付します。

4 競争参加申込書及び安定供給確約書の提出

- (1) 提出方法 持参又は郵送

- (2) 提出場所

川崎市中央卸売市場北部市場管理課
〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1
電話 044-975-2216

- (3) 提出書類

競争参加申込書及び安定供給確約書

ただし、安定供給確約書は提出を義務付けるものではなく、また、提出の有無がこの入札において有利もしくは不利になるものではありません。

- (4) 提出期間

持参の場合は、平成30年12月14日(金)から平成30年12月28日(金)まで、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

郵送の場合は、平成30年12月14日(金)から平成30年12月28日(金)午後4時必着

5 入札説明書の縦覧

- (1) 縦覧場所

川崎市中央卸売市場北部市場管理課
〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1
電話 044-975-2216

- (2) 縦覧期間

平成30年12月14日(金)から平成30年12月28日(金)まで、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

6 入札説明書の配布

- (1) 配布場所

川崎市中央卸売市場北部市場管理課
〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1
電話 044-975-2216

メールアドレス 28hokan@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

平成30年12月14日（金）から平成30年12月28日（金）まで、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

※ 平成30年12月14日（金）午前9時から平成30年12月21日（金）午後4時までに文書（郵送又はword等で作成したものをメールに添付でも可）により申し出た者は、メールで競争参加申込書と共に入札説明書を送付します。

7 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。（平成30年12月14日（金）午前9時から平成30年12月28日（金）午後4時までに文書（郵送又はword等で作成したものをメールに添付でも可）により申し出た者は、メールで競争参加資格確認通知書を送付します。）

(1) 交付場所 3(1)に同じ

(2) 交付日時 平成31年1月10日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

8 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、競争参加資格を喪失します。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札方法 持参又は郵送

(2) 入札書の提出

持参の場合は、平成31年2月4日（月）午前11時
なお、郵送の場合は平成31年2月1日（金）
午後4時必着

(3) 入札書の提出場所

川崎市中央卸売市場北部市場第1会議室
（管理事務所棟3階）

なお、郵送の場合は4(2)に同じ

(4) 入札保証金 免除

ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。

(5) 開札の日時 平成31年2月4日（月）午前11時

(6) 開札の場所 9(3)に同じ

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札はこれを無効とします。

10 契約手続等

(1) 契約保証金

入札金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(4) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Electricity 9,397,176kwh to use at
Hokubu-Shijo

(2) Time-limit for tender:

11:00A.M., February, 4, 2019

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE
Hokubu-Shijo Central Wholesale Market
Economic and labor affairs bureau
1-1, Mizusawa-1chome, Miyamae-ku
Kawasaki, Kanagawa 216-8522, Japan
TEL:044-975-2216

川崎市公告（調達）第438号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

災害対策用毛布リパック業務委託

(2) 履行場所

ア 回収場所

南部防災センター(川崎区小田7-3-1)ほか、
市内29箇所

(詳細については、別途、契約後に指示)

イ 納品場所

南部防災センター(川崎区小田7-3-1)ほか、
市内29箇所

(詳細については、別途、契約後に指示)

(3) 完了期限

平成31年3月29日(金)限り

(4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種が「その他業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で国又は地方公共団体において類似の契約実績があること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 岩佐

電話 044-200-3553(直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月14日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、仕様書の配布及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 日時

平成30年12月18日(火)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)と同じ

(3) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

平成30年12月17日(月)から平成30年12月21日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

(5) 回答期日・方法

平成30年12月26日(水)に、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3972

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の単価で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に

相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成31年1月10日(木)
午前10時30分

イ 入札場所 〒210-8577
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要件

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページから

ダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第439号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市総合教育センター他計7施設で使用する電力の供給に関する契約

(2) 履行場所 川崎市総合教育センター他計7施設

(3) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 概 要 上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約652,500キロワット時

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣の登録を受けていること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 1F 総務室
電話 044-844-3600

(2) 配付・提出期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月17日(月)までの下記の時間

午前9時～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日を除く。)

- (3) 提出方法
持参に限りず。
- 4 入札説明書の交付
3により、競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。
また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間に縦覧に供します。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付場所
3(1)と同じ
- (2) 交付日時
平成30年12月20日(木)午後1時～5時
ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録した際にメールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。
- 6 仕様・入札に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ場所 3(1)と同じ。
- (2) 問い合わせ期間
平成30年12月21日(金)から平成31年1月7日(月)までの下記の時間
午前9時～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日を除く。))
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。
質問書を送付した際は、併せて3(1)まで電話連絡してください。
- (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、平成31年1月16日(水)までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。
- 7 競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法等
持参による入札とします。
入札金額は予定使用電力量に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない)で行います。ただし、契約は単価によるものとします。
- (2) 入札書の提出日時及び場所

- ア 入札書の提出日時
平成31年1月24日(木) 午前10時00分
- イ 入札書の提出場所
川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 開札の日時 8(2)アと同じ
- (5) 開札の場所 8(2)イと同じ
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約手続等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りず。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第440号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成31～33年度川崎市立岡上小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立岡上小学校

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成34年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。

ア 平成30年11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

イ 平成27、28、29年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成30年度の受託実績が3校以上あつて平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出

は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・坂本・小林担当

電 話 : 044-200-3299・3894 (直通)

F A X : 044-200-2853

E-mail : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月18日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成30年12月21日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成30年12月21日(金)～平成31年1月7日(月)

(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成31年1月11日(金)午後5時までに電子メール又はF A Xにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成31年1月24日（木） 10時00分

イ 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階
第6・第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）第441号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとお

り公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成31～33年度川崎市立久末小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立久末小学校

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成34年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。

ア 平成30年11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

イ 平成27、28、29年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成30年度の受託実績が3校以上あつて平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」([http://www.](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

[city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 松垣・坂本・小林担当

電 話: 044-200-3299・3894 (直通)

F A X: 044-200-2853

E-mail: 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月18日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成30年12月21日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成30年12月21日(金)～平成31年1月7日(月)

(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成31年1月11日(金)午後5時までに電子メール又はF A Xにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには

回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日 時 平成31年1月24日（木） 10時30分
- イ 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階
第6・第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、

免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第442号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成31～33年度川崎市立宮崎小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立宮崎小学校

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成34年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。

ア 平成30年11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

イ 平成27、28、29年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成30年度の受託実績が3校以上あつて平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加

の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・坂本・小林担当

電 話 : 044-200-3299・3894 (直通)

F A X : 044-200-2853

E-mail : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月18日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成30年12月21日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成30年12月21日(金)～平成31年1月7日(月)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成31年1月11日(金)午後5時までに電子メール

又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成31年1月24日（木） 11時00分

イ 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階
第6・第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金

額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第443号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成31～33年度川崎市立菅小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立菅小学校

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成34年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。

ア 平成30年11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

イ 平成27、28、29年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成30年度の受託実績が3校以上あつて平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立

機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・坂本・小林担当

電話: 044-200-3299・3894(直通)

FAX: 044-200-2853

E-mail: 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月18日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成30年12月21日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成30年12月21日(金)～平成31年1月7日(月)

(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等

の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成31年1月11日(金)午後5時までに電子メール
又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには
回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参
加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれか
に該当するときは、この入札に参加することができま
せん。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加
資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参する
こと。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその
代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に
立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立
ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する
委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入
札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵
送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税を含まな
い複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記
載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者
心得第7条の規定により無効とされた者及び開札
に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成31年1月24日(木) 11時30分

イ 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階
第6・第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争
入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市の
ホームページ「入札情報かわさき」([http://www.
city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))の「契約関
係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条
例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約
(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第
8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市
の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金
を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わ
ります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特
定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作
業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責
任となり、場合によっては契約解除となる可能性も
ありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意
ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわ
さき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特
定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引
き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りま。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定める
ところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議
会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し
ます。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第444号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成31～33年度川崎市立土橋小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立土橋小学校

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成34年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。

ア 平成30年11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

イ 平成27、28、29年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成30年度の受託実績が3校以上あつて平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・坂本・小林担当

電 話: 044-200-3299・3894 (直通)

F A X: 044-200-2853

E-mail: 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月18日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成30年12月21日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成30年12月21日(金)～平成31年1月7日(月)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成31年1月11日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税を含まない複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成31年1月24日(木) 13時00分

イ 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階
第6・第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

- (5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第445号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成31～33年度川崎市立東大島小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立東大島小学校

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成34年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。

ア 平成30年11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

イ 平成27、28、29年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があ

って不履行がなく、かつ、平成30年度の受託実績が3校以上あって平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・坂本・小林担当

電 話: 044-200-3299・3894 (直通)

F A X: 044-200-2853

E-mail: 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月18日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成30年12月21日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。ま

た、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成30年12月21日(金)～平成31年1月7日(月)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成31年1月11日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。
イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。
イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。
ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税を含まない複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成31年1月24日(木) 13時30分
イ 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階
第6・第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

- (4) 問い合わせ窓口は3の(1)と同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）第446号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
平成31～33年度川崎市立宮内小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立宮内小学校
- (3) 履行期間
平成31年4月1日から平成34年3月24日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。

ア 平成30年11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

イ 平成27、28、29年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成30年度の受託実績が3校以上あつて平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

〔学校給食〕：桧垣・坂本・小林担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-2853

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日（月）から平成30年12月18日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成30年12月21日（金）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

- (1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

- (2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成30年12月21日(金)～平成31年1月7日(月)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成31年1月11日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税を含まない複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成31年1月24日(木) 14時00分

イ 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階

第6・第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りです。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）第447号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
平成31～33年度川崎市立小田小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立小田小学校
- (3) 履行期間
平成31年4月1日から平成34年3月24日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。

ア 平成30年11月末日現在、本市の小学校、特別支

援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

イ 平成27、28、29年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があって不履行がなく、かつ、平成30年度の受託実績が3校以上あって平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・坂本・小林担当

電 話 : 044-200-3299・3894 (直通)

F A X : 044-200-2853

E-mail : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月18日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成30年12月21日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

- (1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。
- (2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F

A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成30年12月21日(金)～平成31年1月7日(月)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成31年1月11日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税を含まない複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成31年1月24日(木) 14時30分

イ 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階
第6・第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引

き」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第448号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
平成31～33年度川崎市立住吉小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立住吉小学校
- (3) 履行期間
平成31年4月1日から平成34年3月24日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。

ア 平成30年11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

イ 平成27、28、29年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成30年度の受託実績が3校以上あつて平成30年11月末日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
 明治安田生命ビル4階
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
 [学校給食]: 桧垣・坂本・小林担当
 電 話: 044-200-3299・3894 (直通)
 F A X: 044-200-2853
 E-mail: 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月18日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成30年12月21日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

- (1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電

子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成30年12月21日(金)～平成31年1月7日(月)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成31年1月11日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税を含まない複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者

心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成31年1月24日(木) 15時00分
イ 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階
第6・第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第449号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎港海底トンネルで使用する電力の供給に関する契約
- (2) 履行場所
川崎港海底トンネル(川崎市川崎区千鳥町6-5)
- (3) 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 調達概要
上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約 1,308,611キロワット時

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般送配電事業者として許可を得ている者、又は同法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に該当しないこと。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年12月21日までに行ってください。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を平成30年12月21日までに行ってください。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869 川崎市川崎区東扇島38番地1
港湾局川崎港管理センター港湾管理課
電 話 044-287-6027
F A X 044-287-6038
mail 58koukan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月21日(金)までの土曜日、日曜日、休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書の提出を予定している者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、平成30年12月10日(月)から平成30年12月21日(金)までの土曜日、日曜日、休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

郵送又は3(1)と同じ場所にて交付

(2) 交付日時

- 平成30年12月28日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- 6 仕様書に関する問い合わせ
仕様書の内容に関する質問は、質問書により受け付けます。
- (1) 受付場所
3(1)と同じ
- (2) 提出方法
持参、FAX又はメール
- (3) 受付期間
平成30年12月10日(月)から平成31年1月9日(水)までの土曜日、日曜日、休日及び平成30年12月29日(土)から平成31年1月3日(木)までを除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (4) 質問に対する回答
質問に対する回答は、平成31年1月16日(水)、全社に文書をFAX又はメールにて送付します。また、3(1)の場所において、平成31年1月16日(水)から同年1月18日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで縦覧に供します。
- 7 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法等
- ア 持参による入札の場合
- (ア) 入札日時
平成31年1月31日(木)午前10時30分
- (イ) 入札場所
川崎市川崎区東扇島38番地1
川崎市港湾振興会館 業務棟3階会議室
- イ 郵送による入札の場合
- (ア) 入札書の提出期限
平成31年1月30日(水)必着
- (イ) 入札書の提出先
3(1)と同じ
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時
8(1)ア(ア)と同じ
- (4) 開札の場所

- 8(1)ア(イ)と同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
- (1) 契約保証金
- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 前払金
否
- (4) 議決の要否
否
- (5) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- 10 その他
- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ
- (4) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- 11 Summary
- (1) Nature and quality of the products to be purchased :
Electricity about 1,308,611kWh to use at Kawasaki Port Submarine Tunnel
- (2) time-limit for tender:
10:30 A.M. January, 31, 2019
- (3) Time-limit for tender by mail:
January, 30, 2019
- (4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Port Administration Section
Port of Kawasaki Administration Center
Port & Harbor Bureau
4F, Marien, 38-1, Higashi-Ohgishima,

Kawasaki-ku
 Kawasaki, Kanagawa, 210-0869, JAPAN
 Tel 044-287-6027
 Fax 044-287-6038

川崎市公告(調達)第450号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
携帯型IP無線機賃貸借
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館 10階
川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年11月26日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
田中電気株式会社 神奈川営業所
所長 阿部 幸雄
川崎市川崎区東田町8番地
バレール三井ビルディング215A
- 5 契約金額(税抜き総額)
1,023,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年10月25日

川崎市公告(調達)第451号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名 川崎市立小杉小学校教育用コンピュータ機器賃貸借契約
 - (2) 履行場所 川崎市立小杉小学校
(川崎市中原区小杉町2丁目295番地1)
 - (3) 履行期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日
 - (4) 概要 仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
 なお、平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年12月14日(金)までに行ってください。
- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。
- (5) この調達物品を契約締結後確實かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出
 一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
 - (1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
 - (2) 配布及び提出期間
平成30年12月10日(月)から平成30年12月21日(金)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日を除く)
 - (3) 提出方法
持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。
(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 4 仕様・入札に関する問合せ先
 - (1) 問合せ場所
上記3(1)と同じ。
 - (2) 問合せ期間
平成30年12月10日(月)から平成31年1月7日(月)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成31年1月11日(金)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年12月27日(木)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成30年12月27日(木)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを平成31年1月17日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

平成31年1月21日(月)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室

川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

平成31年1月18日(金)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アと同じ

(4) 開札の場所 8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 支払については、毎月払いとします。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Lease computers installed in Kosugi elementary school in Kawasaki city
- (2) Time-limit for tender:
9:30 A.M 21 January 2019
- (3) Time-limit for tender by mail:
18 January 2019
- (4) Contact point for the notice
KAWASAKI CITY OFFICE
KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan
TEL:044-844-3712

川崎市公告（調達）第452号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
津波避難施設標識等の作成及び設置業務委託
- (2) 履行場所
川崎市の指定する津波避難施設 7 施設
- (3) 完了期限
平成31年3月29日（金）限り
- (4) 業務概要
詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に記載されていること。
- (3) 川崎市内に本社を有していること。（所在区分が「市内」であること）
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去2年間で地方公共団体において類似の契約実

績があること。

- 3 競争参加資格申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 危機管理計画担当
電 話 044-200-2850（直通）
F A X 044-200-3972
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
平成30年12月10日（月）から平成30年12月17日（月）までの午前8時30分から正午及び午後1時00分から午後5時15分までとします。

- (3) 提出方法
持参とします。

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、仕様書の配布及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

- (1) 日時
平成30年12月19日（水）午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所
3(1)に同じ
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>）。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

- (4) 入札説明会
実施しません。

- 5 仕様に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月20日(木)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

平成30年12月25日(火)全社に文書(電子メール)にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります FAX 044-200-3972

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の総額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年12月27日(木)午前10時00分

イ 入札場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手續き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第453号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 福祉パルかわさき移転等業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区日進町1-11

川崎ルフロン8階

川崎市川崎区富士見1-6-3

読売川崎富士見ビルB-1棟6階

(3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月29日まで

(4) 業務内容

「福祉パルかわさき」移転に伴う什器備品等移設作業、内装作業、電気及び弱電設備等の施工作業、原状回復作業

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たし

ていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。
- (3) 平成29年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去2年間で、本市又は他官公庁において、類似の契約を締結していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番
ソリッドスクエア西館10階
電 話 044-200-2626 (直通)
F A X 044-200-3926
e-mail 40keasui@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
平成30年12月10日（月）から平成30年12月14日（金）まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (3) 提出方法 持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は電子メールで配信します。

- (1) 場 所 3(1)に同じ
- (2) 日 時 平成30年12月17日（月）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (3) その他 競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。
なお、入札説明会は実施しません。

5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参

加資格を喪失します。

6 仕様に関する問合せ

- (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
平成30年12月17日（月）午前9時から平成30年12月20日（木）午後5時までとします
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール又はF A Xによります。
ア 電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-200-3926
- (5) 回答方法
平成30年12月21日（金）午後5時までに、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。

7 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時
平成30年12月27日（木）午前10時00分
イ 入札場所
川崎市幸区堀川町580番 ソリッドスクエア東館3階 健康福祉局会議室
- (2) 入札書の提出方法
持参とします。
- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧できます。

9 その他

- (1) 入札その他の手続きに関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用します。
- (2) 入札参加確認書類の作成及び提案書の作成・提出等の入札その他の手続きに必要な費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第454号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
平成30年度緊急地震速報等館内放送設備連動改修業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町5番地4
市役所第三庁舎ほか59箇所
- (3) 履行期間
契約日から平成31年3月22日まで
- (4) 業務概要
本市の公共施設等において、デジタル方式の同報系防災行政無線戸別受信機を設置し、館内放送設備とデジタル戸別受信機を接続することで、施設利用者や職員へ緊急地震速報を初めとする防災情報の迅速な提供を可能とします。また、既存の緊急地震速報装置が設置されている施設においては、不要となる当該装置の撤去を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備や放送設備の移設・設置業務に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び

問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)及び調査報告書の閲覧を希望する場合は調査報告書閲覧申請書を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電 話 044-200-2856(直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日(月)から12月13日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成30年12月14日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、調査報告書閲覧申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年12月18日(火)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 図書閲覧

この入札の参加資格を満たしている者で、調査報告書閲覧申請書を提出している者には、次により調査報告書閲覧の日時について通知します。なお、閲覧時には一切の質問に回答しません。質問はすべて「7 仕

様に関する問い合わせ」によります。

(1) 通知日時

平成30年12月18日(火)

(2) 通知方法

一般競争入札参加資格確認申請書に記入した連絡先に電子メール又はFAXにて通知します。

7 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年12月10日(月)から12月20日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成30年12月21日(金)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「7(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成30年12月25日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

8 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書

を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年12月27日(木)午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎7階 災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、調査報告書閲覧申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第455号

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 入札物件（証明写真撮影機設置場所一時貸付物件）
一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格（最低貸付料）等は、次の表のとおりです。

物件番号	所在地貸付場所	施設管理者の問い合わせ先	貸付面積 [㎡]	最低貸付料 [円/月]
1	川崎市麻生区万福寺 1 - 5 - 1 麻生区役所 2 階	麻生区役所まちづくり推進部 総務課044-965-5110	0.75	25,000

2 一般競争入札参加資格

次の(1)から(11)に該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
- (4) 国税又は川崎市市税の未納がある者
- (5) 「平成30年度一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付けの案内書」に定める条件及び法令等を遵守し、「借受人が一時貸付物件（入札物件）に証明写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して営業・運営する事業」（以下「証明写真撮影機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有しない者
- (6) 平成28年度及び平成29年度において、証明写真撮影機設置運営事業の実績を2件以上有しない者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者及び警察当局から排除要請がある者
- (10) 上記(7)から(9)に掲げるものから委託を受けた者並びに上記(7)から(9)に掲げる者の関係団体
- (11) 下記5の一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者

3 契約上の主な条件

- (1) 貸付契約の内容
本件一時貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく

貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成31年2月1日から平成36年1月31日までです。

(3) 一時貸付物件の用途指定

一時貸付物件は、証明写真撮影機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

ア 上記(3)に規定する用途以外の用途で使用することはできません。

イ 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません

（施設管理者が、電気の供給のために工作物の設置の必要があると認める場合を除く。）。

ウ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

オ 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、その他の反社会的団体及びそれら構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供することはできません。

(5) 資料の提出等

ア 川崎市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるとき、川崎市は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、借受人は必ず川崎市に協力しなければなりません。

イ 借受人は、設置した証明写真撮影機について、月ごとの売上高等の実績を川崎市に提出しなければなりません。川崎市は、当該売上高等の実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

(6) 違約金

上記(3)から(5)の条件に違反した場合には、契約金額(貸付料総額)の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払わなければなりません。

(7) 一時貸付物件の引渡し等

一時貸付物件は現況有姿の状態を引き渡しますので、借受人は原状に回復して返還しなければなりません。

4 入札案内書(入札参加申込書を含む)の配布

本件入札に参加を希望する者には、電子メールまたは次により入札案内書(入札参加申込書等)を配布します。

(1) 配布場所

ア 電子データでの配布

PDFデータを配布します。返信先アドレスを明記の上、下記メールアドレスにメールを送付ください。また、メール送付後、麻生区役所総務課(044-965-5110)宛て送付確認の連絡をお願いします。配布データは用紙サイズA4で印刷し、入札参加申込書等については片面印刷としてください。

麻生区役所まちづくり推進部総務課

73soumu@city.kawasaki.jp

イ 印刷物での配布

麻生区役所まちづくり推進部総務課

(麻生区役所3階)

〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1

電話044-965-5110

(2) 配布期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月20日

(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く。)

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

(1) 申込者が法人の場合

ア 入札参加申込書

イ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書

ウ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

エ 代表者の印鑑証明書(法務局に届け出た印鑑の証明書)

オ 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)

カ 川崎市市税の納税証明書(川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ)

(ア) 法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

(イ) 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定資産(償却資産を含む。)を有している場合のみ)

平成28年度及び平成29年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

キ 財務諸表(写し・直前決算2事業年度分)

損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること。

(2) 申込者が個人の場合

ア 入札参加申込書

イ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書

ウ 印鑑登録証明書

エ 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出すること。

オ 川崎市市税の納税証明書(川崎市内に住所等を有する方のみ)

(ア) 市民税・県民税

平成28年度及び平成29年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

(イ) 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定資産(償却資産を含む。)を有している場合のみ)

平成28年度及び平成29年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

カ 身分証明書

破産者でないことの証明書(本籍地の市区町村長発行)を提出すること。

キ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

問い合わせ先 東京法務局後見登録課

電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7976

ク 確定申告の際の提出書類一式

(写し・直前決算2年間分)

6 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記5に記載された書類を次により提出しなければなりません。

(1) 提出場所 麻生区役所まちづくり推進部総務課(麻生区役所3階)

〒215-8570

川崎市麻生区万福寺1-5-1

(2) 提出期間 平成30年12月14日(金)から平成30年12月20日(木)まで午前9時から午後4時(正午から午後1時を除く。)

(3) 提出方法 (1)の提出場所に直接書類を持参又は郵

送してください。なお、郵送による場合は、平成30年12月20日(木)必着とします。事前に電話連絡の上、配達日等の指定のある郵便又はサービスを御利用ください。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、上記2の各号のいずれかに該当したときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札保証金

要 詳細は入札案内書に記載してあります。

(2) 入札の方法

入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料(消費税相当額を除いた額)を記入してください。入札書の提出は持参によるものとします。

ア 入札書の提出日時 平成31年1月10日(木)
午前10時

イ 入札書の提出場所 麻生区役所 4階 第4会議室 川崎市麻生区万福寺
1-5-1

(3) 開札の日時

上記(2)アと同じ

(4) 開札の場所

上記(2)イと同じ

(5) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格(最低貸付料)以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者について、最終的な一般競争入札参加資格の審査を実施し、資格の有無を審査した上、落札者を決定します。資格審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を実施します。

(6) 入札の無効

入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約条項

入札案内書に記載してあります。

(2) 契約書等作成の要否

要

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)とします。

(4) 契約の締結期限

平成31年1月28日(月)

(5) 契約の締結

本件契約を締結しない場合、落札は無効となります。

(6) 貸付料の支払い

入札案内書に記載してあります

10 その他

(1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。

(2) 詳細は入札案内書によります。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、上記4(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第456号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

CMSに係る機器等の賃貸借及び保守に関する契約

2 履行期間

平成31年3月31日から平成36年3月30日まで

3 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5番地4

4 契約の相手方を決定した日

平成30年10月9日

5 契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社 横浜支店
支店長 谷頭 洋一
神奈川県横浜市西区高島町一丁目1番2号
横浜三井ビルディング

6 契約金額

55,844,640円

7 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

8 入札の公告を行った日

平成30年8月27日

川崎市公告(調達)第457号

二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託及び大師河原水防センター運営等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 目的

「二ヶ領せせらぎ館」(平成11年3月開設)及び「大師河原水防センター」(平成20年1月開設)は、「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点及び情報発信

センターであり、国が推進する「多摩川流域リバーミュージアム」の情報発信の拠点です。

また、市民・企業・学校・行政の協働によりその魅力を最大限に活用し、多くの市民が楽しく憩える環境を目指す「川崎市新多摩川プラン」を推進する拠点としています。

これらの計画を推進するため、「ニヶ領せせらぎ館」及び「大師河原水防センター」に係る受付・案内業務、多摩川の魅力発信に係る広報業務、環境学習推進業務等を委託します。

この要領は、高い業務意識に加えて、多摩川に関する必要な能力を保有し、豊富な経験を活かせる地域に根付いた非営利の事業者（公共的団体）を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 件名

- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託
- イ 大師河原水防センター運営等業務委託
- ※ 企画提案、契約は、上記ア、イの委託業務案件ごとに実施し、締結します。

(2) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(3) 履行場所

- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託の履行場所
川崎市多摩区宿河原1丁目5番1号
ニヶ領せせらぎ館地内
- イ 大師河原水防センター運営等業務委託の履行場所
川崎市川崎区大師河原1丁目1番15号
大師河原水防センター地内

(4) 主な業務内容

- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託の主な業務内容
 - (ア) 施設等の維持及び安全管理業務
施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器（消火器具等）等の点検、自動体外式除細動器（AED）の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等
 - (イ) 受付及び案内業務
来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等
 - (ウ) 会議室利用調整業務
施設利用者への案内、会議室の申込受付及び調整等
 - (エ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の企画展示業務
1階展示スペースを利用した企画展示（参考：1か月ごと）、その他のスペースを利用した多摩川に関する情報展示、水槽での生きもの

展示

- (オ) 多摩川の魅力発信等の広報業務
ホームページの作成と更新、広報誌等による多摩川に関する情報発信
- (カ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進業務
教育機関、市民団体等の環境学習への対応
- (キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
かわさき水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力
- イ 大師河原水防センター運営等業務委託の主な業務内容
 - (ア) 施設等の維持及び安全管理業務
施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器（消火器具等）の点検及び総合点検、自動体外式除細動器（AED）の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等
 - (イ) 受付及び案内業務
来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等
 - (ウ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の展示業務
1階河川情報室を利用した多摩川に関する情報展示、クラフト作成コーナーの設置及び展示、水槽での生きもの展示
 - (エ) 多摩川の魅力発信等の広報業務
ホームページの作成と更新、広報誌等による多摩川に関する情報発信
 - (オ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進業務
教育機関、市民団体等の環境学習への対応
 - (カ) 防災意識の啓発及び大師河原河川防災ステーションの訓練利用調整業務
水防を中心とした防災意識の啓発、行政機関等の訓練利用に係る近隣住民や来館者への案内及び注意喚起等
 - (キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
だいし水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力
- (5) 事業委託料（参考）
事業委託料は、それぞれ次の金額を上限とします。なお、本件の予算金額及び契約金額の決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託

4,560,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
 イ 大師河原水防センター運営等業務委託
 4,352,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 書類審査の日までに川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他」、種目「イベント」に登録されていること
- (4) 川崎市内に登記上の主たる事務所を有し、非営利の公益活動を行うために設立された特定非営利活動法人等の公共的団体であること
- (5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者であること
- (6) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部多摩川施策推進課
 担当 前原、大村
 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1号
 川崎駅前タワーリバーク20階
 電 話 044-200-2268(直通)
 F A X 044-200-3979
 電子メール53tamasu@city.kawasaki.jp

5 実施手順(概要)

公募後の受託候補者選定までの実施手順(概要)は次表のとおりです。

内 容	期 間 等
参加意向申出書等提出期間	受付期間 : 平成30年12月10日(月)～平成30年12月25日(火)の午前9時～午後5時(閉庁日及び正午～午後1時を除く。) 郵送の場合: 平成30年12月25日(火) 必着
参加資格審査結果通知発送	平成31年1月10日(木)
質問の受付及び回答	受付期間: 平成31年1月10日(木)～平成31年1月18日(金)午後5時まで 回答日: 平成31年1月23日(水) 予定 ※質問の受付は、電子メールのみとし、質問に対する回答は、全ての参加事業者に対し電子メールで送付します。
企画提案書等提出期限	平成31年1月30日(水)の午前9時～午後5時(閉庁日及び正午～午後1時を除く) 郵送の場合: 平成31年1月30日(水) 必着
書類審査	平成31年1月30日(水)～平成31年2月4日(月) ※ヒアリング審査を行う事業者を選定し、審査結果を速やかに通知します。なお、企画提案書提出者が5者以内であった場合、書類審査とヒアリング審査を同日に行います。
ヒアリング審査	平成31年2月8日(金)を予定
受託候補者選定結果の通知	平成31年2月下旬を予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、建設緑政局緑政部多摩川施策推進課の所管するホームページ及び「入札情報かわさき」へ掲載します。なお、プロポーザル参加意向申出書(様式1)及び質問書(様式2)の様式についても併せて掲載します。

(2) 公表開始日

平成30年12月10日(月)

7 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「3参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により各1部を提出してください。

(1) 提出期間

受付期間: 平成30年12月10日(月)から平成30年

12月25日(火)まで

(郵送の場合は平成30年12月25日(火)までに必着)

受付時間：午前9時から午後5時まで

(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)

(2) 配布・提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加意向申出書(様式1)

イ 法人登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写し(発行日から3か月以内のもの)

(4) その他

参加意向申出書等の提出を受け、参加資格を確認した後、参加資格確認結果通知書を送付します。なお、参加資格を有する場合には、企画提案書等の様式を平成31年1月10日(木)に、原則として電子メールにより送付します。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

プロポーザル参加意向申出書を提出した案件について、質問書(様式2)に質問内容を記載し、「4参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛てに電子メールで送付してください。

(2) 配布・受付場所

4に同じ

(3) 受付期間

平成31年1月10日(木)から平成31年1月18日(金)午後5時まで

(4) 回答方法

プロポーザル参加意向申出書を提出した案件に対する質問の回答は、平成31年1月23日(水)までに、全ての参加事業者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により提出してください。

(1) 提出期限

提出期限：平成31年1月30日(水)

(郵送の場合は必着)

受付時間：午前9時から午後5時まで

(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)

(2) 提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

参加資格を有する場合には、平成31年1月10日(木)に企画提案書等の様式を原則として電子メールで送付します。

ア 企画提案申請書(様式3)

イ 団体概要書(様式4)

ウ 業務計画書(様式5)

エ 提案業務年間計画書(様式6)

オ 見積書(様式7)

カ 法人の定款、役員名簿(任意帳票)

キ 団体の活動がわかる実績報告書(任意帳票)

(4) 留意点

ア 提出書類は、正本1部と副本8部をそれぞれ製本し、提出してください。

イ 用紙はA4判横書きとし、左上1か所としてください。また、表紙を除き20ページ以内で作成し、ページ番号を記載の上、片面印刷で提出してください。

ウ 提出された提案書類は返却しません。

エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。

オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容の全てが契約に反映されるとは限りません。

カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 書類審査

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、書類審査通過者を選定します。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者に通じます。また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。ただし、応募した事業者が5者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者に、審査の日程等を通知します。

(2) ヒアリング審査

評価委員会において、提案内容を説明(プレゼンテーション)していただき、その後質疑を行って、契約を締結する受託候補者を選定します。

ア 日時(予定)

平成31年2月8日(金)

※ 時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 会場(予定)

川崎駅前タワーリパーク17階

建設緑政局会議室

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書等に基づいて、15分程度で提案を行っていただきます。その後、15分程度で質疑応答を行っていただきます。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各参加事業者につき3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととします。

- (3) 受託候補者選定結果通知 (予定)
平成31年2月下旬

11 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に「3参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
(2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
(3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
(2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
(3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とします。
(4) 契約保証金
業務受託に係る契約保証金については、川崎市契約規則(昭和39年4月1日規則第28号)第33条第5号の適用により納付を免除します。

13 業務に関する参考資料

次のURLを参照してください。

- (1) 川崎市新多摩川プラン
(<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020806.html>)
(2) 多摩川流域リバーミュージアム
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00469.html>)
(3) 多摩川エコミュージアムプラン
(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-1-0-0-0-0-0.html>)
(4) ニヶ領せせらぎ館
(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-1-0-0-0-0-0.html>)
(5) 大師河原水防センター
(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-2-0-0-0-0-0.html>)
(6) みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf)
(7) 水辺の楽校
(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/>)

<category/29-5-16-2-3-0-0-0-0-0.html>)

(http://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/200301_06/030205/030205_ref5.html)

- (8) 多摩川流域懇談会

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00123.html>)

税 公 告

川崎市税公告第242号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月14日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第243号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月16日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第244号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月22日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第245号

平成30年11月13日付け川崎市税公告第240号を次のとおり訂正します。

平成30年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

【誤】

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分以降	平成30年11月30日 10月随時分	計43件
平成30年度 (平成29年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分以降	平成30年11月30日 10月随時分	計2件
平成30年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分以降	平成30年11月30日 10月随時分	計1件

【正】

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分以降	平成30年11月30日 10月随時分	計46件
平成30年度 (平成29年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分以降	平成30年11月30日 10月随時分	計2件
平成30年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分以降	平成30年11月30日 10月随時分	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第246号

次の市税に係る納税通知書(課税額変更(取消)通知書)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・ 備考
平成 30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期 以降		計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第247号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎

市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第248号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第249号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のた

め送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月27日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第250号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月27日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第24号

法令の規定により管理上設置する職の任免等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

法令の規定により管理上設置する職の任免等に関する規程の一部を改正する規程

法令の規定により管理上設置する職の任免等に関する規程（昭和47年川崎市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「任免等」を「任免後」に改め、同条第1項を次のように改める。

所管課長は、職員を法令職に任免したときは、その旨を本人に通知するものとする。

第6条中「及び労務課長」を削る。

第7条（見出しを含む。）中「監督官庁」を「監督官庁等」に、「報告等」を「報告」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

Table with 2 columns: 法令職, 根拠法令等. Lists various job titles and their corresponding legal references.

別表第2（第2条関係）

Table with 2 columns: 法令職, 根拠法令等. Lists various job titles and their corresponding legal references.

様式を削る。

附則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第25号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び
勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正
する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年川崎市水道局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の103.5」を「100分の108.5」に、「100分の180」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の96」を「100分の101」に、「100分の103.5」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の88.5」を「100分の93.5」に改める。

第4条の5第1項各号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第26号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及
び支給方法等に関する規程の一部を改正す
る規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年川崎市水道部規程第5号)の一部を次のように改正する。

第17条中「4,200円」を「4,400円」に改め、「場合の」の次に「宿直勤務又は」を加え、「2,100円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(以下「改正後の給料等支給規程」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(手当の内払)

2 職員が、改正前の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定に基づい

て、平成30年4月1日以後の分として支給を受けた宿日直手当は、改正後の給料等支給規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

上 下 水 道 局 告 示**川崎市上下水道局告示第58号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成30年11月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1641号
氏名又は名称 株式会社アクアプラス
住 所 静岡市駿河区宮竹1丁目10番1号
大石ギルビビル3F東号室
代表者氏名 勝間田 大右
指 定 年 月 日 平成30年11月21日
- 2 指 定 番 号 第1642号
氏名又は名称 株式会社パンドーラ
住 所 東京都町田市成瀬6丁目12番33号一
21号室
代表者氏名 河内 晃一郎
指 定 年 月 日 平成30年11月21日
- 3 指 定 番 号 第1643号
氏名又は名称 結工業株式会社
住 所 横浜市保土ヶ谷区川島町1572番地1
メゾンジュネスI-101号
代表者氏名 福田 寛美
指 定 年 月 日 平成30年11月21日

川崎市上下水道局告示第59号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成30年11月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第141号

氏名又は名称 株式会社富士設備
 住 所 川崎市中原区下小田中5丁目14番1号
 代表者氏名 (新)大川 裕一郎
 (旧)大川 静太
 変更年月日 平成30年10月31日

2 指 定 番 号 第238号
 氏名又は名称 熱研プラント工業株式会社
 住 所 川崎市宮前区宮前平3丁目2番地13
 代表者氏名 (新)東軒 秀和
 (旧)東軒 嘉臣
 変更年月日 平成27年6月30日

3 指 定 番 号 第823号
 氏名又は名称 株式会社研空社
 住 所 川崎市多摩区宿河原1丁目20番11号
 代表者氏名 (新)小田 茂幸
 (旧)及川 修
 変更年月日 平成30年11月1日

4 指 定 番 号 第1474号
 氏名又は名称 有限会社岩野設備
 住 所 (新)横浜市泉区和泉町1445番地
 (旧)横浜市南区六ツ川2丁目111番
 代表者氏名 岩野 勉
 変更年月日 平成30年9月3日

川崎市上下水道局告示第60号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成
10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止
を行いましたので告示します。

平成30年11月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

指 定 番 号 第229号
 氏名又は名称 株式会社協和日成
 住 所 東京都世田谷区鎌田2丁目10番1号
 代表者氏名 北村 眞隆
 廃止年月日 平成30年11月13日

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢浄水場 工業用水道浄水施設更新構想業務委託
	履行場所	多摩区三田5丁目1番1(長沢浄水場内)
	履行期限	契約の日から平成32年2月28日まで

川崎市上下水道局告示第61号

川崎市排水設備指定工事店の指定について
 川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平
成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づ
き、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同
規程第12条第1号の規定により告示します。

平成30年11月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定有効期間
平成30年12月1日から
平成35年10月31日まで
- 2 指定工事店
 - 指 定 番 号 1071
商号又は名称 株式会社三協
営業所所在地 横浜市西区平沼2丁目7番23号
代表者氏名 石井 康雄
 - 指 定 番 号 1072
商号又は名称 槻館設備
営業所所在地 相模原市南区相武台1丁目15-9
RARA相武台 103号室
代表者氏名 槻館 雄太
 - 指 定 番 号 1073
商号又は名称 株式会社上栄工業
営業所所在地 川崎市川崎区渡田4-5-7
代表者氏名 上村 榮生
 - 指 定 番 号 1074
商号又は名称 株式会社小野塚設備
営業所所在地 川崎市宮前区馬絹5丁目1番24号
代表者氏名 小野塚 諭
 - 指 定 番 号 1075
商号又は名称 さくま住設工業
営業所所在地 横浜市都筑区早渕1丁目11番28号
代表者氏名 佐久間 優行

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第94号

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」及び「鋼構造及びコンクリート部門」の全てに登載されていること。</p> <p>(4) 平成20年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した、国内の水道事業又は工業用水道事業における水量100,000m³/日以上浄水場の浄水処理を含む更新若しくは新設に係る計画又は設計業務の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者について、次の要件を全て満たすこと。 なお、業務責任者と照査技術者の兼任はできません。また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。 ア 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上水道及び工業用水道）又は上下水道部門技術士（上水道及び工業用水道）の資格を有する者を配置できること。 イ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上水道及び工業用水道）の資格を有する者を配置できること。 ウ 業務責任者又は照査技術者のいずれか1名は、上記（4）の業務に携わった経験を有すること。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成30年12月13日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度南部下水管内管きょ清掃委託その3
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登載されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。</p> <p>(8) 管きょ清掃の作業にあたって、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。 なお、双方は兼任できるものとします。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年12月13日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度 浮島橋及び入江橋 上水・工水 水管橋健全度調査委託
	履行場所	自：川崎区殿町3丁目26番地先 至：川崎区浮島町1番地先 ほか1件
	履行期限	契約の日から平成31年3月29日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に登録されている者。 (4) 平成25年4月1日以降に鋼製配水管及び配水管付帯設備に係る調査業務の元請履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年12月13日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第95号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	小田5丁目300mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：川崎区小田3-25-6先 至：川崎区小田5-1-12先 ほか3件
	履行期限	契約の日から260日間

<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。 (7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (11) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099</p>
<p>入札日時等</p>	<p>平成30年12月17日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

<p>競争入札に付する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1568 454 1612"> <p>件 名</p> </td> <td data-bbox="462 1568 1428 1612"> <p>生田浄水場 工水菅さく井群水位計更新工事</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1612 454 1657"> <p>履 行 場 所</p> </td> <td data-bbox="462 1612 1428 1657"> <p>川崎市多摩区菅3-7-16ほか5箇所</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1657 454 1702"> <p>履 行 期 限</p> </td> <td data-bbox="462 1657 1428 1702"> <p>契約の日から200日間</p> </td> </tr> </table>	<p>件 名</p>	<p>生田浄水場 工水菅さく井群水位計更新工事</p>	<p>履 行 場 所</p>	<p>川崎市多摩区菅3-7-16ほか5箇所</p>	<p>履 行 期 限</p>	<p>契約の日から200日間</p>
<p>件 名</p>	<p>生田浄水場 工水菅さく井群水位計更新工事</p>						
<p>履 行 場 所</p>	<p>川崎市多摩区菅3-7-16ほか5箇所</p>						
<p>履 行 期 限</p>	<p>契約の日から200日間</p>						
<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>						

参加資格	(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。 (10) 川崎市発注の上下水道施設における監視制御設備に付随する電気計装設備の設置工事又は更新工事(修繕を含む。)の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成30年12月12日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	麻生・等々力下水圧送管その15工事
	履行場所	川崎市宮前区土橋1丁目、宮前平1丁目地内
	履行期限	契約の日から370日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年12月17日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第96号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度宮前区取付管調査委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区地内
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」に登録されていること。</p> <p>(4) 平成25年度以降に契約した既設管実態調査委託の元請履行完了実績をTECRIS等により確認できること。ただし、当該実績を有しない場合には管径250～700mmの下水道本管内を調査可能な機器を自社で所有し、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士(調査)」のいずれかの資格を有する者を配置できること。</p> <p>(5) 産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年12月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度北部下水管内管きょ清掃委託その3
	履 行 場 所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車(揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等)を保有または調達することが可能であること。</p> <p>(8) 管きょ清掃の作業にあたって、産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。</p> <p>なお、双方は兼任できるものとします。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	

入札日時等	平成30年12月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	大島ポンプ場ほか耐震化対策実施設計委託その1
	履 行 場 所	川崎市川崎区浜町4-17-11ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年7月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成15年4月1日以降に国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設(ポンプ場又は処理場)に係る耐震補強実施設計業務の元請けとしての契約実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウの兼務はできません。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 照査技術者</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	平成30年12月20日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度 汚泥圧送管空気弁等点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市幸区、川崎区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>	

参加資格	(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に登録されていること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成30年12月18日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第97号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	工水2号送水管1300mm人孔T字管補強に伴う溶接蓋製作及び現場接合工事
	履行場所	自：高津区久本3-1-28先 至：高津区末長3-5-3先
	履行期限	契約の日から175日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「その他の鋼構造物」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「鋼構造物」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成31年1月9日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	工水2号送水管1300mm人孔T字管補強工事
	履行場所	自：高津区久本3-1-28先 至：高津区末長3-5-3先
	履行期限	契約の日から190日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成31年1月7日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第20号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

上下水道料金等業務システム再構築業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第2庁舎2階

川崎市上下水道局サービス推進部営業課他

(3) 履行期間

平成31年4月1日から

平成34年（西暦2022年）3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市上下水道局（以下、当局）では、現行システムの稼働後、上水道業務と下水道業務の統合（上下水道局への移行）による業務プロセスの変化や、検針・調定・収納業務等を外部委託化することで、当局職員の担う業務を少数のイレギュラーケースへの対応や委託事業者の管理へとシフトしてきたことにより、現行システムの導入時から、上下水道料金の業務プロセス自体が大きく変化する結果となつ

た。そのため、現状業務においては、現行システムのシステム構成や機能面の制約に起因する非効率な業務運用を行っている箇所が多く、業務プロセスの複雑化や非効率な業務運用による業務量増加が生じている。

そうした状況を踏まえ、平成29年度から2か年による調査検討(システム構成・機能に係る課題、個々の業務プロセスに係る課題等)について取り組むとともに、その課題解消に向けて平成31年度から平成33年度の3か年において、関連システムも含めた現行システムの再構築業務を実施するものである。

※詳細は、別表1「上下水道料金等業務システム再構築業務 要件定義書」によります。

(5) その他

本案件は、川崎市上下水道局サービス推進部営業課業務委託総合評価一般競争入札実施要綱に基づき、総合評価落札方式を採用した総合評価一般競争入札により行います。

また、本案件は紙入札方式です。競争入札参加希望者は、4(1)の場所にて、4(2)の期間に競争入札参加申込みを行ってください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「システム・ソフト開発」に記載されていること。
なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に記載されていない者(入札参加業種・種目に記載のない者を含む。)で当該入札に参加を希望する者は、川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、平成30年12月25日までに競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。
- (4) この公告の日から過去5年以内に、地方公共団体が発注した水道料金システムの開発業務の元請履行完了実績を有し、かつ公告の日において当該システムが稼動していること。
- (5) この公告の日から過去5年以内に、地方公共団体が発注した水道料金システムの運用業務を元請として継続して1年以上履行した実績を有すること。
- (6) 次の全ての要件を満たす者を配置すること。
ア 現場責任者は、上記(4)及び(5)の全ての業務を現場責任者として実施した経験を有する者
イ スタッフとして少なくとも1名は、上記(4)及び

(5)のいずれかの業務を実施した経験を有する者
(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク及び国際規格 I S O 27001を取得していること。

(8) 国際規格 I S O 9001又は I S O 20000を取得していること。

※ 2(4)から2(8)に関しましては、12(2)を必ずお読みください。

3 入札の日程

平成30年12月10日	入札公告 入札説明書等の配布開始 競争入札参加申込書受付開始
平成30年12月25日	競争入札参加申込書提出締切
平成30年12月26日	見積用設計図書の配布開始 質問書受付開始
平成31年1月9日	質問書提出締切
平成31年1月16日	質問回答日 入札書及び総合評価落札方式評価項目算定資料受付開始
平成31年1月29日	入札書及び総合評価落札方式評価項目算定資料提出締切
平成31年2月12日～平成31年3月1日	プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施 ヒアリングの実施 (必要がある場合のみ実施します。)
平成31年3月5日 午後5時	開札
平成31年3月11日以降	落札候補者決定 落札者決定後に結果公表

4 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」の中にあります。)

※ 「入札情報かわさき」のアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2097
- (2) 期間 平成30年12月10日～平成30年12月25日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

5 競争入札参加申込み方法・期間

競争入札参加申込書を、4(1)の場所にて、4(2)の期間に提出してください。

競争入札参加申込書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、4(1)の場所にて、4(2)の期間に配布します。

また、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

6 見積用設計図書類の配布

本件の設計図書類は、競争入札参加申込書を提出した者に限り、4(1)の場所で、受付印がある競争入札参加申込書と引き換えに、電子媒体により無償で配布します。

また、競争入札参加申込書受付時に、見積用設計図書類の配布日時を、競争入札参加申込者ごとに、次の期間中で指定します。

期間 平成30年12月26日～平成31年1月9日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

7 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。ただし、入札手続及び総合評価落札方式における評価項目の評価基準に関する質問は受け付けません。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、4(1)の場所で配布します。

イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体（CD-R/RW）により、4(1)の場所へ、次の期間に提出してください。（どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。）

また、質問書の郵送による提出は認めません。

期間 平成30年12月26日～平成31年1月9日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

ただし、最終日は午後3時までとします。

(2) 回答

ア 回答日

平成31年1月16日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、平成31年1月16日の午前9時から正午までの間に4(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、平成31年1月16日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成31年1月16日の午前9時から正午までの間に4(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札書の提出及び入札方法

本業務委託に関する金額のほか、総合評価落札方式評価項目算定資料の内容を実現するために必要な費用を含め、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

なお、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 持参による入札の場合

10(2)ア(イ)のとおりとしてください。

イ 郵便の送付による入札の場合

郵便の送付による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行った場合は速やかに、4(1)の場所にお電話ください。

(ア) 入札書の提出期限 平成31年1月29日必着

(イ) 入札書の提出場所 4(1)に同じ。

(2) 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出

ア 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出方法

総合評価落札方式評価項目算定資料は、取得した見積用設計図書類の内容を参照し作成した上、4(1)の場所へ、平成31年1月29日までに提出してください。

なお、提出方法は、郵送又は持参によるものとします。

(ア) 郵送の場合

書留郵便で期日までに到着するよう送付してください。

※ 封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中」と大きく書いてください。

(イ) 持参する場合

持参により提出する場合は、事前に4(1)に掲げる連絡先へ電話し、受付日時の指定を受けた上で、入札書と併せて提出してください。

また、事前に連絡がないものは認めません。

期間 平成31年1月16日～平成31年1月29日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

イ 総合評価落札方式評価項目算定資料の様式

別表2「総合評価落札方式評価項目算定資料」のとおりとします。

総合評価落札方式評価項目算定資料の様式は、要領にしたがって作成すること。

なお、提出された総合評価落札方式評価項目算定資料は返却いたしません。

※ 総合評価落札方式評価項目算定資料については、書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため評価しない、又は無効となる場合がありますので御注意ください。

ウ 総合評価落札方式評価項目算定資料作成時の留意事項

(ア) 要求要件

a 見積用設計図書類の「上下水道料金等業務システム再構築業務要件定義書」を前提にし

て、各評価項目に対する提案を行ってください。実績については、元請として継続して1年以上履行した実績を記載してください。ただし、共同企業体により履行した実績については、代表者であったものに限りません。

b 記述のなかに入札者名の明示、あるいは推測できるような表現を使用しないでください。

(イ) 記述方法

別表2「総合評価落札方式評価項目算定資料」のとおりとします。

(3) 入札保証金

免除とします。

11 総合評価落札方式の評価方法

(1) 技術評価点の算出(評価項目の評価区分及び配点など)

別表3「総合評価落札方式評価項目配点表 落札者決定基準」のとおりとします。

(2) 審査方法

審査の経緯は、原則として非公開とします。

また、本件は審査に当たり、川崎市上下水道局サービス推進部営業課業務委託総合評価審査委員会において審議を行います。

(3) 総合評価落札方式評価項目算定資料に対するプレゼンテーション等

全ての入札参加者に対し、提出された総合評価落札方式評価項目算定資料の内容について、プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施します。また、必要がある場合はヒアリングを実施します。

ア プレゼンテーション及びデモンストレーション(全ての入札参加者が対象)

(ア) 実施日

平成31年2月12日から平成31年3月1日の期間

なお、時間及び場所については、平成31年2月8日の午後1時から午後5時までの間に、上下水道局サービス推進部営業課から電話連絡します。

(イ) 所要時間

・プレゼンテーション 90分(質疑等含む)。

・デモンストレーション 120分(質疑等含む)。

(ウ) 参加人数

・プレゼンテーション

1入札参加者につき7名までとします。

・デモンストレーション

1入札参加者につき7名までとします。

イ ヒアリング(必要がある場合のみ)

ヒアリング対象者には、平成31年2月8日の午

後1時から午後5時までの間に、上下水道局サービス推進部営業課から電話連絡します。

ウ 禁止事項

- (ア) 新たな資料の提出
- (イ) 総合評価落札方式評価項目算定資料に記述した事項の訂正又は追加
- (ウ) 正当な理由がない欠席又は遅刻。この場合は、その時点で辞退とみなします。
- (エ) 入札参加者名がわかるようなものの着用
- (オ) 入札参加者名がわかるような発言
- (カ) やむをえない場合を除き、途中退出は認めません。

(4) 開札の日時及び場所

- ア 日時 平成31年3月5日 午後5時
 - イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
- ※開札の立会いは必要ありません。

(5) 価格評価点の算出

別表3「総合評価落札方式評価項目配点表 落札者決定基準」のとおりとします。

(6) 総合評価点の算出

別表3「総合評価落札方式評価項目配点表 落札者決定基準」のとおりとします。

12 落札者の決定・競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、11(6)によって求められた総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。

当該落札候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。

資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、総合評価点の最も高い者が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定します。

また、当該落札候補者の入札価格が著しく低価格の場合には、調査を行うことがあります。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。平成31年3月11日以降に、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者につきましては、「入札参加条件確認(申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわ

さき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)及び2(4)から2(8)までの条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(上下水道局サービス推進部営業課 川崎市役所第二庁舎2階電話:044-200-3537)に持参し、確認を受けてください。

※ 提出書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

ア 9に示した一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

イ 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出がない場合及び不備がある場合は、これを無効とします。

(4) 評価結果の公表等

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」にて公表します。

公表された自らの評価結果について疑義がある場合は、公表された日から起算して2日以内に書面により照会することができます。

13 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約書の作成

必要とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金

適用除外とします。

(4) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は4(1)の場所において閲覧できます。

14 技術評価点を得た評価項目の内容が達成されなかったときの対応

入札参加者が提出した総合評価落札方式評価項目算定資料に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名

停止等要綱の規定に基づき指名停止等の適切な措置を講じます。

15 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札説明書に関する問い合わせ先
川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
担当 照井
電話 044-200-2097
- (3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 競争入札参加申込書又は総合評価落札方式評価項目算定資料に関する書類が未提出の場合及び不完全な場合は、本総合評価に参加することができません。
- (5) 提出締切後の書類の差替え、変更、再提出及び追加は認めません。
- (6) 提出された書類は、本総合評価の選定以外の目的では無断で使用しません。
なお、提出された書類は返却しません。
- (7) 上下水道料金等業務システム再構築業務 要件定義書は、発注者の了解なく、他の目的に使用することはできません。
- (8) 一般競争入札参加資格があると認められた者は、入札及び総合評価落札方式評価項目算定資料提出締切日まで、書面による申出により随時本総合評価の参加を辞退することができます。
- (9) 本総合評価に参加することに伴い必要となる費用は、すべて競争入札参加者の負担とします。
- (10) 平成31年4月1日から業務履行開始とし、契約締結後から業務履行開始までの間に引継ぎを行います。それに要する費用は受託者の負担とします。
- (11) 総合評価落札方式評価項目算定資料に記述した事項が、不可抗力により達成されない場合を除き、受託者の責めにより履行されなかった場合は、契約の目的を達成することができないと認め、契約を解除する場合があります。
- (12) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

16 Summary

- (1) Consignment of reconstruction of administration system for waterworks and sewerage projects
- (2) Time limit for tender:
a Direct delivery
5:00P.M. 29 January 2019
b By mail 29 January 2019

- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-2097

川崎市上下水道局公告（調達）第21号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
平成31年度 長沢浄水場 脱水土処理(粒状改良土)業務委託(単価契約)
- (2) 履行場所
局指定場所
- (3) 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 業務概要
本業務委託は、川崎市上下水道局が管理する長沢浄水場から排出する浄水汚泥の処理を行うものです。
※詳細は仕様書によります。
- (5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者は3(2)の期間中に3(1)の場所にて競争入札参加申込みを行ってください。

2 競争入札参加資格に関する事項

- この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 入札期日において平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物処分業」に登載されていること。
なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登載されていない者(入札参加業種・種目に登載のない者を含む。)で当該入札に参加を希望する者は、平成30年12月25日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。
 - (4) 産業廃棄物処分業(汚泥)の許可を受けていること。
 - (5) 産業廃棄物の処分を行う事業場は、道路交通法第

3条に規定する大型自動車が行きできる行程で長沢浄水場からの行程距離が30キロメートル以内にあること。

(6) 平成15年4月1日以降に、国又は地方公共団体等が発注した脱水土処理業務委託（有効利用粒状改良土）において、元請として年間1,000トン以上の履行完了実績を有すること。

(7) 脱水土を1日300トン以上かつ1か月3,000トン以上受け入れることが可能であること。

※ 2(4)から2(7)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」に掲載）。

※「入札情報かわさき」のアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2097

(2) 期間 平成30年12月10日～平成30年12月25日
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込み方法・期間

競争入札参加申込書を、3(1)の場所にて、3(2)の期間に提出してください。

競争入札参加申込書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所にて、3(2)の期間に配布します。

また、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

5 見積用設計図書類の取得

本件の設計図書類は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードしてください。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

6 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体（CD-R/RW）により、3(1)の場所へ、次の期間に提出してください。（どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。）

また、質問書の郵送による提出は認めません。

期間 平成30年12月26日～平成31年1月9日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
ただし、最終日は午後3時までとします。

(2) 回答

ア 回答日

平成31年1月16日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、平成31年1月16日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の

委任先メールアドレスに、平成31年1月16日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成31年1月16日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札書の提出及び入札方法

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳単価の合計額を入札書に記載してください。

また、本業務委託に関する金額のほか、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

なお、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 平成31年1月29日
午後2時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成31年1月28日必着
(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年1月29日 午後2時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

(4) 入札保証金

免除とします。

10 落札者の決定・競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者につきましては、「入札参加条件確認(申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)、2(4)から2(7)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(長沢浄水場 住所:川崎市多摩区三田5-1-1 電話:044-911-2022)に持参し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

8に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (3) 前払金制度
適用除外とします。
- (4) 契約書作成の要否
必要とします。
- (5) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札説明書に関する問い合わせ先
川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
担当 照井
電話 044-200-2097
- (3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

13 Summary

- (1) Consignment (unit-price contract) for Fiscal Year Heisei 31:
Dehydration of soil (into improved granular soil) for Nagasawa Water Purification Plant
- (2) Time limit for tender:
 - a Direct delivery
2:30P.M. 29 January 2019
 - b By mail
28 January 2019
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL: 044-200-2097

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第11号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年11月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の103.5」を「100分の108.5」に、「100分の180」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の96」を「100分の101」に、「100分の103.5」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の88.5」を「100分の93.5」に改める。

第4条の4第1項各号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第68号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月26日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
バス停留所施設清掃及び撮影業務委託
- (2) 履行場所
川崎市交通局が所管するバス停留所施設
- (3) 履行期間
契約締結日から平成31年3月15日まで
- (4) 業務概要
バス停留所施設の清掃及び撮影業務

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「建物清掃等」、地域区分「市内」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年11月26日から平成30年12月3日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年12月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 石渡
電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載

してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年12月13日 午前10時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第69号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月26日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

ドライブレコーダー購入

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 履行期限

平成31年2月28日まで

(4) 購入物品の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」のランク「A」又は「B」、種目「自動車用品」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- (5) 本調達物品と同等の物品を、元請として、平成28年4月1日以降に日本国内乗合バス又は貸切バス事業者に対して、1事業者当たり一括して25両分以上納入した実績を有し、現在も使用されていること。
- (6) 本調達品の納入後、修理、点検等のアフターサービスを当局の求めに応じて、迅速かつ的確に対応できること。
- (7) 納入予定の物品について、当局の承認を得ていること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 納入実績調書及び2(5)の実績を証明する書類の写し
- ウ 保守サービス体制申告書
- エ 納入予定物品の日本語表記のカタログ、資料等
- ※ 一般競争入札参加資格確認申請書、納入実績調書及び保守サービス体制申告書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(3) 提出期間

平成30年11月26日から平成30年12月3日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(3)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成30年12月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部安全・サービス課 亀山
電話 044-200-3208

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年12月13日 午前11時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第8号

川崎市病院局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年11月30日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程

(川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「額は」の次に「、その勤務1回につき」を加え、同項第1号中「その勤務1回につき6,000円」を「6,100円」に、「その勤務1回につき3,000円」を「3,050円」に改め、同項第2号中「その勤務1回につき4,200円」を「4,400円」に、「その勤務1回につき2,100円」を「2,200円」に改める。

(川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程（平成17年川崎市病院局規程第33号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の103.5」を「100分の108.5」に、「100分の180」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の96」を「100分の101」に、「100分の103.5」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の88.5」を「100分の93.5」に改める。

第4条の4第1項各号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第3条 川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、6月に支給する場合には100分の122.5（法第28条の4第1項、第28条の5第1

項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）にあっては、100分の65）、12月に支給する場合には100分の137.5（再任用職員にあっては、100分の80）」を「100分の130（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）にあっては、100分の72.5）」に改める。

第4条の3第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の106」に、「100分の190」を「100分の185」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の98.5」に、「100分の108.5」を「100分の106」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の93.5」を「100分の91」に改める。

第4条の4第1項各号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 職員が、第1条の規定による改正前の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定に基づいて、平成30年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、第1条の規定による改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定による給与の内払とみなす。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第50号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月26日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）
- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規

程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室

(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する動脈圧心拍出量計の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年11月26日から平成30年12月3日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年12月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する密閉式自動固定包埋装置の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年11月26日から平成30年12月3日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年12月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する患者認識用リストバンド及びループホックの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「コンピュータ」 種目 「ソフトウェア・消耗品」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年11月26日から平成30年12月12日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年12月26日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第16号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年12月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

- 1 調達の名称
川崎市立川崎病院で使用するガスの調達
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年11月26日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
東京瓦斯 株式会社 都市エネルギー事業部
都市エネルギー事業部長 小西 康弘
東京都港区海岸一丁目5番20号
- 5 契約金額
196,434,480円(消費税及び地方消費税は別途加算。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
平成30年10月25日

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第30号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成30年11月19日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年11月27日(火)14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事
議案第52号 通学区域の一部変更について
(野川小・南野川小学校区)
議案第53号 平成31年度使用高等学校教科用
図書(追加)の選定に係る諮問
について
議案第54号 学級編制基準等の改正について
- 4 その他報告等

監 査 公 表

30川監公第11号

平成30年12月10日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 花 輪 孝 一
同 山 田 益 男

- 1 監査の種別
定期(財務)監査
- 2 監査の対象
市民文化局、会計室、消防局
- 3 監査の範囲
平成29年度及び30年度の財務に関する事務の執行(必要に応じて他の年度も対象とした。)
- 4 監査の期間
平成30年9月3日から同年11月28日まで
- 5 監査の方法
収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
- 6 監査の結果
監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。
財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。
(1) 予算執行何等の手続を適正に行うべきもの
川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときには、あらかじめ予算執行何を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると、支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行何、契約等の手続を行わないまま物品の納入等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。
予算執行何等の手続を適正に行われたい。
(市民文化局市民スポーツ室、市民文化振興室、会計室出納課)
- (2) その他改善を要するもの
軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要す

る事例があった。

これらの多くは従来から繰り返し発生している事例であり、財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

預金により生じた利子を指定金融機関等に払い込んでいなかった事例

(消防局総務部人事課)

イ 備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

(消防局川崎消防署、宮前消防署)

(イ) 不用の決定又は処分の決定を行っていなかった事例

(市民文化局市民生活部庶務課、市民文化振興室、同岡本太郎美術館、消防局警防部警防課、同指令課、臨港消防署、中原消防署、宮前消防署)

(ウ) 所在が不明となっていた事例

(市民文化局市民生活部庶務課、同地域安全推進課、人権・男女共同参画室、同平和館)

(エ) 備品整理簿に登載していなかった事例

(市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室)

(オ) 保管換えの手続を行っていなかった事例

(市民文化局市民スポーツ室)

ウ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 印紙、切手その他消耗品について、物品交付請求手続を行っていなかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

(市民文化局市民スポーツ室、市民文化振興室、消防局臨港消防署、高津消防署)

(イ) 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について登載していなかった事例

(消防局警防部航空隊)

エ 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

(ア) 金銭出納員及び金銭取扱員を任命していなかった事例

(市民文化局市民生活部交流推進担当)

(イ) 物品取扱員又は物品受入検査員の任命又は解任の手続が完了していなかった事例

(市民文化局市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課)

30川監公第12号

平成30年12月10日

監査の結果について (公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 花 輪 孝 一

同 山 田 益 男

1 監査の種別

財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

ア 社会福祉法人青い鳥

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害者雇用・就労推進課)

(2) 出資団体

ア 公益財団法人川崎市公園緑地協会

(所管部局 建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

イ 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

(所管部局 消防局予防部予防課)

ウ 公益財団法人川崎市学校給食会

(所管部局 教育委員会事務局健康給食推進室)

エ 公益財団法人川崎市生涯学習財団

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

(3) 指定管理者

ア 社会福祉法人電機神奈川福祉センター

公の施設の名称 川崎市わーくす大師

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

イ 社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名称 川崎市わーくす高津

川崎市北部身体障害者福祉会館

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課)

ウ 社会福祉法人同愛会

公の施設の名称 中央療育センター

北部地域療育センター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

エ 中部リハビリテーションセンター共同事業体

公の施設の名称 川崎市中部リハビリテーションセンター

(井田障害者センター、井田日中活動センター、井田地域生活支援センター)

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

オ 麻生区内複合福祉施設共同事業体

公の施設の名称 川崎市北部リハビリテーションセンター（百合丘障害者センター、百合丘日中活動センター、百合丘地域生活支援センター）
（所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

カ 一般社団法人富士見町開発公社
公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家
（所管部局 こども未来局青少年支援室）

キ 川崎市子ども夢パーク共同運営事業体
公の施設の名称 川崎市子ども夢パーク
（所管部局 こども未来局青少年支援室）

ク 川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体
公の施設の名称 富士見公園
（所管部局 建設緑政局緑政部みどりの企画管理課）

ケ 株式会社石勝エクステリア
公の施設の名称 川崎市緑化センター
大師公園
（所管部局 建設緑政局緑政部みどりの企画管理課、川崎区役所道路公園センター管理課）

コ とどろきスポーツ文化パートナーズ
公の施設の名称 川崎市とどろきアリーナ
（所管部局 中原区役所まちづくり推進部地域振興課）

サ S E L F 高津スポーツセンター事業体
公の施設の名称 川崎市高津スポーツセンター
（所管部局 高津区役所まちづくり推進部地域振興課）

シ フクシ・ハリマ共同事業体
公の施設の名称 川崎市宮前スポーツセンター
（所管部局 宮前区役所まちづくり推進部地域振興課）

3 監査の範囲

主として平成29年度執行に係る出納その他の事務

4 監査の期間

平成30年8月31日から同年11月28日まで

5 監査の方法

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて、抽出により関係書類の審査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取し

た。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

(1) 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 軽易な事項で改善を要するもの

(ア) 収支状況を明確にした報告を求めるべきもの
事業報告書に添付された補助金精算書の収支状況が不明確であった事例
(社会福祉法人青い鳥)
(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

(2) 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 財務諸表等を適正に作成すべきもの

公益法人会計基準によると、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。

公益財団法人川崎市生涯学習財団の財務諸表及びその関係書類をみたところ、収益事業の講座受講料が振り込まれる預金口座の事業年度末残高が貸借対照表及び財産目録に計上されていなかった。

市は、出資団体に対し、公益法人会計基準に基づき財務諸表等を適正に作成するよう指導された。

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

イ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 備品の管理を適正に行うべきもの

備品の一部が団体の出納簿に登録されていなかった事例

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(イ) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

固定資産の除却手続が行われていなかった事例

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

(ウ) 正確な資産の額を計上すべきもの

財務諸表及び財産目録において、満期保有目的の債券について償却原価法に基づく計算が誤っていた事例

(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)

(消防局予防部予防課)

- (エ) 退職給付引当金を適正に計上すべきもの
退職給付引当金について、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づく計上が行われていなかった事例

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局健康給食推進室)

- (3) 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 適正な年度区分で支出事務を行うべきもの

川崎市子ども夢パークの管理に関する基本協定書によると、川崎市子ども夢パークの管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとするとされている。

共同事業体の代表者から構成員に配分した分担金の執行状況をみたところ、翌年度に発注した物品及び工事に係る費用が当年度の費用として計上されていた。

市は、指定管理者に対し、適正な年度区分で支出事務を行うよう指導されたい。

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

イ 施設管理を適切に行うべきもの

川崎市八ヶ岳少年自然の家の管理に関する基本協定書によると、指定管理者は、施設等について、利用者が安全かつ快適に利用できるように、適切に維持管理しなければならないとされている。

川崎市八ヶ岳少年自然の家における施設管理についてみたところ、次のような事例があった。

市は、指定管理者と協議の上、破損・故障箇所等への対応を図るとともに、指定管理者に対し、施設管理を適切に行うよう指導されたい。

- (ア) 屋外トイレ内のブロック塀に建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第62条の8第5号に基づく控え壁が設けられていなかった事例

- (イ) テラス階段の手すり部分が腐食し、また、基礎部分に穴が開いていた事例

- (ウ) ベランダの手すりが老朽化し破損していた事例

- (エ) 排煙設備が故障していた事例

(一般社団法人富士見町開発公社)

(こども未来局青少年支援室)

- ウ 事業年度における支出を適正に把握すべきもの
社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)によると、純資産のその他の積立金には、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計

算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとされ、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額は、事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に記載するものとされている。

中央療育センター及び北部地域療育センターの収支報告書をみたところ、指定管理者は、事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に記載されているその他の積立金積立額を収支報告書の支出の部に計上し、市は、これを当該事業年度における支出として把握していた。

繰越活動増減差額の部に記載されている積立金積立額を指定管理業務に要した費用であるかのように収支報告書に支出として記載することは妥当ではない。市は、指定管理者と協議の上、事業年度における支出を適正に記載した収支報告書を提出するよう求められたい。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

- エ 指定管理業務に係る収支状況を適正に把握すべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンターのうち、百合丘障害者センター及び百合丘日中活動センターの業務に係る事業計画書及び事業報告書をみたところ、指定管理者は、市内他の施設において市から受託して実施する事業に係る収入及び支出を指定管理業務に係る収入及び支出に算入して報告し、市は、これを指定管理業務に係る収入及び支出として把握していた。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収入及び支出が適正に計上された事業計画書及び事業報告書を提出するよう求められたい。

(麻生区内複合福祉施設共同事業体)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

- オ 正確な収支状況を報告すべきもの

収支報告の内容を確認したところ、次の事例があった。市は、指定管理者に対し、適正な収支報告書を提出するよう求めるとともに、収支報告の確認を適切に行われたい。

- (ア) 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例

- a 収支報告書において、指定管理料で実施した工事や、購入した器具・備品等について、誤って減価償却費が計上されていた。

- b 収支報告書を指定管理者の総勘定元帳と照合したところ、受取利息の記載に誤りがあった。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(こども未来局青少年支援室)

(イ) 川崎市子ども夢パークの事例
 事業実施報告及び四半期報告における収支状況を確認したところ、利用者の実費負担により実施している指定管理業務に係る収益及び費用が計上されていない。

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)
 (こども未来局青少年支援室)

(ウ) 富士見公園の事例
 年度事業報告書における収支状況を確認したところ、収入と費用について、それぞれ計算や集計が誤っていた。

(川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体)
 (建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(エ) 川崎市とどろきアリーナの事例

- a スポーツサウナ室改修工事の費用が報告されていない。
- b ガスの費用を12か月分で集計するところ、11か月分で集計されていた。
- c スポーツ用品販売収支の報告に当たり、収入と費用を相殺して、差額収益のみ報告されていた。
- d 消費税の端数処理などにより集計が誤っていた。

(とどろきスポーツ文化パートナーズ)
 (中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

カ その他改善を要するもの
 軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 指定管理施設における備品管理等を適正に行うべきもの

- a 中央療育センターの事例
 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。
 (社会福祉法人同愛会)
 (健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)
- b 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例
 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていない。
 (一般社団法人富士見町開発公社)
 (こども未来局青少年支援室)
- c 川崎市子ども夢パークの事例
 - (a) 市の備品整理簿に登録されている備品が所在不明であった。
 - (b) 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。
 - (c) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていない。

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)
 (こども未来局青少年支援室)

- d 富士見公園の事例
 - (a) 市の備品整理簿に登録されている備品が所在不明であった。
 - (b) 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。
 - (c) 指定管理者に貸与した備品が年度協定書で規定している貸与備品一覧に登録されていない。

(川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体)
 (建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

- e 川崎市緑化センターの事例
 - (a) 保管換えの手続が行われていなかった。
 - (b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていない。
 - (c) 指定管理者に貸与した備品が年度協定書で規定している貸与備品一覧に登録されていない。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

- f 大師公園の事例
 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていない。

(川崎区役所道路公園センター管理課)

- g 川崎市とどろきアリーナの事例
 - (a) 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。
 - (b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていない。

(とどろきスポーツ文化パートナーズ)
 (中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

- h 川崎市宮前スポーツセンターの事例
 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていない。

(フクシ・ハリマ共同事業体)
 (宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

- (イ) 寄附金等の取扱いを明確にすべきもの
 - a 川崎市わーくす高津の事例
 寄附金及び謝礼金の取扱いが不明確となっていた。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

- b 川崎市北部身体障害者福祉会館の事例
 寄附金及び寄贈物品の取扱いが不明確となっていた。

(健康福祉局障害保健福祉部福祉課)

- (ウ) 業務の位置付けを明確にすべきもの
 川崎市北部身体障害者福祉会館において、

- 複写機及び公衆電話の管理業務が、協定書、仕様書等に定められておらず、業務の位置付けが不明確であった事例
 (社会福祉法人育桜福祉会)
 (健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)
- (エ) 実費徴収費用に係る手続を適正に行うべきもの
 川崎市北部リハビリテーションセンターのうち、百合丘地域生活支援センターにおいて、市への届出が必要となる実費徴収費用について届出が行われていなかった事例
 (麻生区内複合福祉施設共同事業体)
 (健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)
- (オ) 拾得物の管理を適正に行うべきもの
 川崎市子ども夢パークにおいて、拾得物が長期間保管されたままになっているなど、適正に管理されていなかった事例
 (川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)
 (こども未来局青少年支援室)
- (カ) 指定管理者の指定をした旨の告示を行うべきもの

- きもの
 富士見公園及び川崎市緑化センターにおいて、指定管理者の指定をした旨の告示が行われていなかった事例
 (建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)
- (キ) 収益又は費用を適正に計上すべきもの
 a 川崎市高津スポーツセンターの事例
 事業報告書において、委託費の計上に誤りがあった。
 (SELF高津スポーツセンター事業体)
 (高津区役所まちづくり推進部地域振興課)
- b 川崎市宮前スポーツセンターの事例
 (a) 事業報告書において、通信運搬費及び賃借料の記載に誤りがあった。
 (b) 事業報告書において、自主事業に係る収入の一部が自主事業の収入として報告されていなかった。
 (フクシ・ハリマ共同事業体)
 (宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は平成29年度)

(1) 社会福祉法人青い鳥

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和41年9月21日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。
財政援助の種類	補助金 3億9,006万円
主な補助金	川崎西部地域療育センター運営費補助金 3億4,316万円 川崎市障害者地域就労援助センター事業補助金 4,690万円

2 出資団体

(基本財産は平成30年3月31日現在)

(1) 公益財団法人川崎市公園緑地協会

団体の概要

設立年月日	昭和46年4月1日
設立目的	緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の円滑な運営を通して市民に健全な利用の促進を図り、潤いと安らぎのある街づくりを行うことによって、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
基本財産	1億3,100万円
本市の出捐状況	1億3,100万円(100%)

(2) 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

団体の概要

設立年月日	平成4年12月1日
設立目的	消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。
基本財産	1億円
本市の出捐状況	1億円(100%)

(3) 公益財団法人川崎市学校給食会

団体の概要

設立年月日	昭和33年5月1日
設立目的	川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的とする。
基本財産	100万円
本市の出捐状況	100万円(100%)

(4) 公益財団法人川崎市生涯学習財団

団体の概要

設立年月日	平成2年5月22日
設立目的	川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することを目的とする。
基本財産	2億円
本市の出捐状況	2億円(100%)

3 指定管理者

(主な事業内容は平成30年3月31日現在、指定管理料は平成29年度)

(1) 社会福祉法人電機神奈川福祉センター

公の施設の名称 川崎市わーくす大師

施設の概要

設置目的	障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者に対する就労の機会の提供等を行い、もって障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区東門前1丁目11番6号
主な事業内容	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第13項に規定する就労移行支援に関すること。 2 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。 3 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	0円

(2) 社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名称 川崎市わーくす高津

川崎市北部身体障害者福祉会館

施設の概要

ア 川崎市わーくす高津

設置目的	障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者に対する就労の機会の提供等を行い、もって障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
主な事業内容	1 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。 2 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	0円

イ 川崎市北部身体障害者福祉会館

設置目的	身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
主な事業内容	1 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。 2 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。 3 法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。 4 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。 5 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。 6 身体障害者福祉団体等を行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	2,860万円

(3) 社会福祉法人同愛会

公の施設の名称 中央療育センター

北部地域療育センター

施設の概要

ア 中央療育センター

設置目的	心身障害者（その疑いのある者を含む。以下同じ。）に対し専門的かつ総合的なりハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。 2 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること。 3 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。 4 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。 5 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）及び心身障害の疑いのある児童（以下「障害児等」という。）に対する医学的、心理学的及び社会的な診断、治療、検査及び評価 6 障害児等に対する療育訓練及び指導

主な事業内容	7 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 8 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関する事。こと。 9 短期入所に関する事。こと。 10 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする障害児に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与に関する事。こと。 11 施設入所支援に関する事。こと。 12 生活介護に関する事。こと。 13 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。こと。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	5億5,999万円

イ 北部地域療育センター

設置目的	心身障害者に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市麻生区片平5丁目26番1号
主な事業内容	1 児童発達支援に関する事。こと。 2 医療型児童発達支援に関する事。こと。 3 保育所等訪問支援に関する事。こと。 4 障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関する事。こと。 5 障害児等医療支援 6 障害児等に対する療育訓練及び指導 7 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 8 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。こと。
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
指定管理料	2億8,691万円

(4) 中部リハビリテーションセンター共同事業体

公の施設の名称 川崎市中部リハビリテーションセンター（井田障害者センター、井田日中活動センター、井田地域生活支援センター）

施設の概要

設置目的	心身障害者に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	<井田障害者センター> 1 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関する事。こと。 2 障害者に対する医学的、心理学的、社会学的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関する事。こと。 3 障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関する事。こと。 4 障害者に係る福祉用具の普及の促進に関する事。こと。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。こと。 <井田日中活動センター> 1 生活介護に関する事。こと。 2 自立訓練に関する事。こと。 3 就労移行支援に関する事。こと。 4 就労継続支援に関する事。こと。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。こと。

主な事業内容	<井田地域生活支援センター> 1 一般相談支援事業に関する事。 2 特定相談支援事業に関する事。 3 法第5条第25項に規定する地域活動支援センターとしての業務 4 市民相互の交流を促進するために施設を利用に供すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	1億1,663万円

(5) 麻生区内複合福祉施設共同事業体

公の施設の名称 川崎市北部リハビリテーションセンター(百合丘障害者センター、百合丘日中活動センター、百合丘地域生活支援センター)

施設の概要

設置目的	心身障害者に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
主な事業内容	<百合丘障害者センター> 1 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関する事。 2 障害者に対する医学的、心理学的、社会学的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関する事。 3 障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関する事。 4 障害者に係る福祉用具の普及の促進に関する事。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。 <百合丘日中活動センター> 1 生活介護に関する事。 2 自立訓練に関する事。 3 就労移行支援に関する事。 4 就労継続支援に関する事。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。 <百合丘地域生活支援センター> 1 特定相談支援事業に関する事。 2 法第5条第25項に規定する地域活動支援センターとしての業務 3 市民相互の交流を促進するために施設を利用に供すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで(第2期) 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(第3期)
指定管理料	9,620万円

(6) 一般社団法人富士見町開発公社

公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家

施設の概要

設置目的	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図るため。
設置場所	長野県諏訪郡富士見町境字広原12,067番地482
主な事業内容	1 団体宿泊訓練に関する事。 2 野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関する事。 3 野外活動、体育及びレクリエーションに関する事。

主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体宿泊訓練に関すること。 2 野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関すること。 3 野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。 4 市内の少年団体の指導及び育成に関すること。 5 市内の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）その他の教育機関と連絡し、協力すること。 6 その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	2億5,860万円

(7) 川崎市子ども夢パーク共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市子ども夢パーク

施設の概要

設置目的	子どもが遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもに応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進を図るため。
設置場所	川崎市高津区下作延5丁目30番1号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども（川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年条例第72号。以下「子どもの権利条例」という。）第2条第1号に規定する子どもをいう。以下同じ。）が遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所（子どもの権利条例第27条第1項に規定する居場所をいう。）となるための施設及び設備を利用に供すること。 2 子どもの遊びについての必要な助言その他の支援に関すること。 3 子どもを対象とした文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の各種講座の開催に関すること。 4 子どもの活動を支援するためのボランティアの養成に関すること。 5 子どもの活動に関する情報の収集及び提供に関すること。 6 学校その他の教育機関、青少年教育団体等と連携し、及び協力すること。 7 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	6,965万円

(8) 川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体

公の施設の名称 富士見公園

施設の概要

設置目的	良好な都市環境の形成、都市の防災性の向上、スポーツ・レクリエーションの場の提供等により、市民の健康で快適な生活の確保を図るため。
設置場所	川崎市川崎区富士見2丁目地内ほか
主な事業内容	有料施設の利用の承認に関する業務その他の都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
指定管理料	0円

(9) 株式会社石勝エクステリア

公の施設の名称 川崎市緑化センター
 大師公園

施設の概要

ア 川崎市緑化センター

設置目的	都市緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保を図るため。
設置場所	川崎市多摩区宿河原6丁目14番1号
主な事業内容	1 都市緑化に係る相談、指導及び広報活動に関すること。 2 樹木、草花及び種苗の配布及びあっせんに関すること。 3 その他設置目的の達成に必要な業務に関すること。
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
指定管理料	4,316万円

イ 大師公園

設置目的	良好な都市環境の形成、都市の防災性の向上、スポーツ・レクリエーションの場の提供等により、市民の健康で快適な生活の確保を図るため。
設置場所	川崎市川崎区大師公園1
主な事業内容	都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務
指定期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
指定管理料	3,700万円

(10) とどろきスポーツ文化パートナーズ

公の施設の名称 川崎市とどろきアリーナ

施設の概要

設置目的	生涯スポーツの振興及び市民文化の向上を図るため。
設置場所	川崎市中原区等々力1番3号
主な事業内容	1 施設及び設備を利用に供すること。 2 スポーツの指導及び助言に関すること。 3 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 4 各種スポーツ教室の開催に関すること。 5 スポーツの指導者養成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 6 スポーツに係る情報提供に関すること。 7 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(第3期) 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで(第4期)
指定管理料	2億5,680万円

(11) SELF高津スポーツセンター事業体

公の施設の名称 川崎市高津スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達を図るため。
設置場所	川崎市高津区二子3丁目15番1号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。

主な事業内容	3 各種スポーツ教室の開催に関する事。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関する事。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供する事。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	4,661万円

(12) フクシ・ハリマ共同事業体

公の施設の名称 川崎市宮前スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達を図るため。
設置場所	川崎市宮前区犬蔵1丁目10番3号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関する事。 2 スポーツ及び体力についての相談に関する事。 3 各種スポーツ教室の開催に関する事。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関する事。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供する事。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	3,401万円

人 事 委 員 会 規 則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第10号

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項を次のように改める。

- 3 宿直手当及び日直手当の額は、その勤務1回につき、次に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号及び第3号の勤務については、4,400円。ただし、勤務時間が5時間以下の場合は、2,200円
- (2) 前項第2号の勤務については、6,100円。ただし、勤務時間が5時間以下の場合は、3,050円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の川崎市職員の給料等の支給に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

人 事 委 員 会 公 告**川崎市人事委員会公告第7号**

平成30年度川崎市職員（大学卒程度 土木）採用試験（第2回）の実施について

平成30年度川崎市職員（大学卒程度 土木）採用試験（第2回）を次のとおり行います。

平成30年11月21日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興



KAWASAKI CITY

平成30年度 川崎市職員採用試験受験案内 【 大学卒程度 土木 (第2回) 】

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	平成30年11月22日(木)～平成30年12月11日(火)(消印有効)
申込方法	郵送のみ
受験票発行	平成30年12月27日(木)(予定)
第1次試験日	平成31年1月12日(土)【専門試験・小論文試験】
第1次合格発表日	平成31年1月21日(月)午前10時(予定)
第2次試験日	平成31年1月31日(木)(予定)【集団討論・個別面接】
最終合格発表日	平成31年2月14日(木)午前10時(予定)

《問い合わせ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 (砂子平沼ビル 4階)

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

★今回の試験のポイント★

① 第1次試験は専門試験と小論文試験のみ！

この試験では、公務員試験は特別な対策が必要だと考えている方でも、受験しやすいよう出題範囲が広い教養試験は行いません。第1次試験では、専門試験(択一式 30問)と小論文試験を行います。

② 採用時期は、平成31年4月1日！

試験に合格した方は、原則として平成31年4月1日に採用されますので、新年度から川崎市の未来を担う公務員としてのスタートを切ることができます。

1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員
土 木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工管理や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	5名程度

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人

- 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
- 平成9年4月2日以降生まれで次のいずれかに該当する人
 - 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込の人
 - 川崎市人事委員会が①に該当する人と同等の資格があると認める人

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法16条により、次に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の科目・日時・会場・合格発表

試験段階	試験科目・日時	会場	合格発表日
第1次試験	【専門試験・小論文試験】 平成31年1月12日(土) 集合時刻 午後0時40分 解散時刻 午後4時30分頃	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	1月21日(月) 午前10時(予定) 【第1次試験合格】
第2次試験	【集団討論・個別面接】 平成31年1月31日(木)(予定) ※集合時間等の詳細は、第1次試験の合格者に文書で通知します。		2月14日(木) 午前10時(予定) 【最終合格】

(注)

- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を1週間掲載します。
- 第1次試験合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)を平成31年1月25日(金)までに提出していただきます。なお、面接カードの様式は、第1次試験当日に会場で配布します。また、面接カードにはカラー写真(縦4cm×横3cm)を貼り付けていただきますので、写真が3枚必要となります。

4 試験の内容

試験段階	試験科目	試験内容
第1次試験	専 門 試 験	専門知識についての択一式筆記試験です。 【30問 120分】 ※出題分野は、数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画含む)、材料・施行
	小 論 文 試 験	一般的な行政課題や時事問題などの課題を与え、問題意識、論理性、表現力などを評価します。 【1,000字以上、1,200字以内 80分】
第2次試験	面 接 試 験	【集団討論】<30分程度> 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価します。 【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。

5 合格から採用まで

- 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 名簿に登録された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として平成31年4月1日に採用されます。
- 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿から削除する場合があります。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

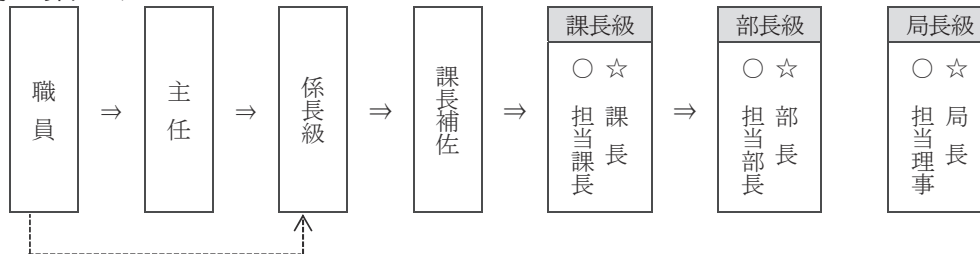
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
土 木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

7 給与等**(1) 給与(初任給)**

平成30年10月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

試験区分	初任給 (地域手当を含む)	その他の手当など
土 木	205,204 円 (大学院修士課程修了者は、222,604 円)	① 初任給は、大学卒業後若しくは大学院修士課程修了後の職歴等がある人は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.40 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1 箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1 箇月当たり最高 22,500 円)等の諸手当が支給されます。

(2)勤務時間及び休暇等**①勤務時間**

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成30年10月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限ります(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手続き方法
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 <参考>第1次試験配点:300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) <参考>第2次試験配点:700点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、平成31年3月下旬以降に発送します。

9 申込方法等

申込受付期間	平成30年11月22日(木)～12月11日(火)(消印有効) ※ 申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。
申込方法	封筒の表に「大学卒程度採用試験(第2回)申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形2号を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申込書郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課
提出書類	カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通 (1) 申込書に必要事項を記入し、署名欄は必ず自署してください。 (2) 62円切手は、受験票送付用です。申込書の右上にクリップで留めてください。 (3) 写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。
受験票の交付	12月27日(木)(予定)に「受験票」を、本人宛てに郵送しますので、選考当日必ず持参してください。 なお、1月4日(金)までに受験票が到着しない場合には、人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。

《申込書記入方法》

申込書は、記入例をよく見てボールペンで間違いのないようにはっきりと記入してください。

- ① 性別:該当する性別を○で囲んでください。
- ② 生年月日:1桁の数字の場合は10の位に0を記入し、()内には西暦を記入してください。
- ③ 年齢:平成31年4月1日現在の年齢を記入してください。
- ④ 氏名:カタカナは、濁点「゜」、半濁点「ㇰ」も同一マス内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先:受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号:電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めるところを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴:最終のものから順に記入してください。区分はコード表を見て記入してください。
※1 卒業見込は、平成31年3月までに卒業を予定している場合に限りです。
※2 中途退学の場合は学歴に含めません。
※3 専修学校、各種学校等の場合については、2年以上のものを記入してください。
(記入例)○○高校に平成24年4月に入学し、平成27年3月に卒業
△△中学校に平成21年4月に入学し、平成24年3月に卒業した場合
- ⑧ 署名欄:記載内容を確認の上、必ず自署してください。

(コード表)

最終学歴		区 分
大 学 院	1	
大 学	2	
短 大	3	
高 専	4	
専 修 学 校 等	5	
高 校	6	
中 学 校	7	

◎ 身体の障害等により受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 平成30年度大学卒程度採用試験(第1回)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
土 木	15	73	49	30	15	3.3

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の62円切手をクリップで留めてください。



平成30年度 川崎市職員(大学卒程度 土木)採用試験(第2回)申込書

* ※の項目は記入しないでください。
* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
大学卒程度	0 1	土木	0 5		
性別 (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年齢 (平成31年4月1日時点)	
① ② ③ 男・女	元号	年	月	日	満 歳
③ 男	昭和・平成	0 8	(1996)	1 0 1 4	2 2 歳
④ 氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
カ ワ サ キ ジ ロ ウ					
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
川 崎 次 郎					
⑤ 受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			("都道府県)及び("郡・市町村・区)		
2 1 0 - 0 0 0 4			神奈川県川崎市川崎区		
("町・字名)及び("番地)			("マンション・アパート名)、「室番号」、「方書」等)		
宮本町1-2-3			砂子平沼ビル401号		
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。					
-					
⑥ 電話番号(自宅)		(携 帯)		連絡先名 (緊急連絡先)	
044-200-XXXX		090-1234-XXXX		父 090-5678-XXXX	
⑦ 最終学歴(学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学 部)	
〇〇高等学校		6		普通科	
昭和・平成	2 4 年	0 4 月	入学	昭和・平成	2 7 年
					0 3 月
その前の学歴(学校名)			(学 部)		(学科・専攻)
△△中学校					
昭和・平成	2 1 年	0 4 月	入学	昭和・平成	2 4 年
					0 3 月
卒業					
私は、平成30年度川崎市職員採用試験案内【大学卒程度 土木(第2回)】の記載事項を了承の上、同試験を受験したいので申し込みます。なお、私は、試験案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当していません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。					
⑧ 平成 30 年 11 月 30 日 氏名 川崎次郎 (必ず自署してください。)					

平成30年度 川崎市職員(大学卒程度 土木)採用試験(第2回)申込書

* ※の項目は記入しないでください。
 * この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種 別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
大学卒程度	0 1	土木	0 5		
性 別 (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)				年 齢
	元号	年		月	日
男・女	昭和・平成	()	満	歳
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			〔都道府県〕及び〔郡・市町村・区〕		
〔町・字名〕及び〔番地〕			〔マンション・アパート名〕、〔室番号〕、〔方書〕等		
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。					
電話番号 (自宅)		(携 帯)		(緊急連絡先)	
— —		— —		連絡先名 — —	
最終学歴 (学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学 部)	(学科・専攻)
昭和・平成	年	月	入学	昭和・平成	年
その前の学歴 (学校名)		(学 部)		(学科・専攻)	
昭和・平成	年	月	入学	昭和・平成	年
私は、平成30年度川崎市職員採用試験案内【大学卒程度 土木(第2回)】の記載事項を了承の上、同試験を受験したいので申し込みます。なお、私は、試験案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。					
平成 年 月 日 氏 名 (必ず自署してください。)					

職員共済組合組合公告

川崎市共済公告第12号

平成30年11月21日執行の川崎市職員共済組合組合会議員の任期満了に伴う選挙において、次の者が当選人と決定したので、川崎市職員共済組合定款第15条第2項の規定に基づき公告します。

平成30年11月28日

川崎市職員共済組合
理事長 伊藤 弘

Table with 3 columns: 選挙区, 氏名, 部局かい. Rows include candidates like 野坂智也 (環境局), 渡邊栄一 (港湾局), etc.

幸 区 告 示

川崎市幸区告示第5号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

平成30年11月27日

川崎市幸区長 石渡 伸 幸

Table with 2 columns: 自動車臨時運行許可番号標, 失効年月日. Row: 川崎 8-96, 平成30年11月27日

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第108号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉 孝

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows for 平成30年度 介護保険料 第5期 and 第7期.

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第109号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉 孝

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows for 平成29年度 and 平成30年度 介護保険料 第12期 through 第6期.

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第110号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成30年12月1日(第4期)	計4件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成30年12月1日(第5期)	計23件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第111号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第4期	平成30年12月1日(第4期分)	計5件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第112号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年11月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年12月1日(第1期)	計5件
平成30年度	国民健康保険料	第2期	平成30年12月1日(第2期)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成30年12月1日(第3期)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成30年12月1日(第4期)	計7件
平成30年度	国民健康保険料	過随9月	平成30年12月1日(過随9月)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成30年12月1日(第5期)	計62件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第113号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成30年12月1日	計11件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成30年12月1日	計80件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第43号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規

定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年12月1日 (第1期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年12月1日 (第2期分)	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年12月1日 (第3期分)	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年12月1日 (第4期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	平成30年12月1日 (第4期分)	計2件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第64号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年12月1日	計5件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年12月1日	計5件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年12月1日	計7件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年12月1日	計69件
平成 30年度	国民健康 保険料	8月期	平成30年12月1日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	9月期	平成30年12月1日	計1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第65号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第6期	平成30年12月1日	計2件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第66号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	平成30年12月1日	計9件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第2期	平成30年12月1日	計3件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第3期	平成30年12月1日	計8件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第70号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地

方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第7期分	平成30年12月1日(第7期分)	計10件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第71号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第10期分	平成30年12月1日(第10期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	過随6月分	平成30年12月1日(過随6月分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	過随7月分	平成30年12月1日(過随7月分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第1期分	平成30年12月1日(第1期分)	計17件
平成30年度	国民健康保険料	第2期分	平成30年12月1日(第2期分)	計20件
平成30年度	国民健康保険料	第3期分	平成30年12月1日(第3期分)	計24件
平成30年度	国民健康保険料	第4期分	平成30年12月1日(第4期分)	計24件
平成30年度	国民健康保険料	第5期分	平成30年12月1日(第5期分)	計80件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第72号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第

112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第1期分	平成30年12月1日(第1期分)	計5件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第2期分	平成30年12月1日(第2期分)	計6件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第3期分	平成30年12月1日(第3期分)	計6件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第68号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年11月16日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第69号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年11月16日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があつ

たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知
った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に
ついての裁決があったことを知った日）の翌日から起算
して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告
の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第70号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その
者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達す
ることができないので、国民健康保険法（昭和33年法律
第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第
226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成30年11月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第10期	平成30年12月1日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年12月1日	計5件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年12月1日	計11件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年12月1日	計16件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年12月1日	計16件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	平成30年12月1日	計28件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第71号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が
不明のため送達することができないので、介護保険法
（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方
税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により
公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成30年11月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第7期	平成30年12月1日	計8件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第72号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の
者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及
び事業所が不明のため送達することができないので、高
齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第
20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成30年11月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	平成30年12月1日 (第4期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第73号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住
民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第
1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職
権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者
に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の
為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年11月22日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があっ
たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎
市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ
た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に
ついての裁決があったことを知った日）の翌日から起算
して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告
の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第74号

平成30年10月19日川崎市宮前区公告第61号を次のとおり訂正します。

平成30年11月22日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

誤

管区
川崎区

正

管区
宮前区

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第83号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第4期	平成30年12月3日	1件
平成 30年度	介護保険料	第5期	平成30年12月3日	6件
平成 30年度	介護保険料	第6期	平成30年12月3日	7件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第84号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年12月1日 (第3期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年12月1日 (第1期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年12月1日 (第2期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年12月1日 (第3期分)	計7件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年12月1日 (第4期分)	計7件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	平成30年12月1日 (第5期分)	計82件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第85号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成30年11月29日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第86号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年11月29日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ

た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第67号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成30年12月1日 (第4期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第5期	平成30年12月1日 (第5期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第6期	平成30年12月1日 (第6期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第7期	平成30年12月1日 (第7期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第8期	平成30年12月1日 (第8期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第9期	平成30年12月1日 (第9期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第10期	平成30年12月1日 (第10期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年12月1日 (第1期分)	計4件
平成30年度	国民健康保険料	第2期	平成30年12月1日 (第2期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成30年12月1日 (第3期分)	計5件
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成30年12月1日 (第4期分)	計4件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成30年12月1日 (第5期分)	計64件

別紙省略

川崎市麻生区公告第68号

次の差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

別紙省略

川崎市麻生区公告第69号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

別紙省略

川崎市麻生区公告第70号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第5期	平成30年12月1日 (第5期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第6期	平成30年12月1日 (第6期分)	計9件

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第71号

次の配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

別紙省略

高 津 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第5号

平成30年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次とおりとします。

平成30年11月21日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 木 村 雪 子

登録を行う日 平成30年12月3日

麻 生 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第7号

平成30年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次とおりとします。

平成30年11月21日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 土 方 茂

登録を行う日 平成30年12月3日

